

2 補助金・助成金

－各種の補助・助成制度により意欲ある取組をサポートします－

【ベンチャーや創業・開業に挑戦する皆様へ】

施策（事業）名称	対象・内容・条件等
<p>ベンチャー等立地促進事業費補助金</p>	<p>◎工場または研究所の賃借料の一部及び新規雇用に係る人件費を補助</p> <p>補助対象者： 対象業種 (1) 製造業（研究開発型企業を含む） (2) IT（ウェブサービス、ゲーム開発など） (3) デザイン（工業デザインなど） 次のいずれかの要件を満たし、県内で事業場を新たに賃借すること (1) 公的インキュベーション施設の入居者 (2) 産学官連携事業の実績を有すること (3) 産業競争力強化法に係る支援措置を受けた実績を有すること</p> <p>補助対象経費： (1) 事業場（製造工場、研究所等）の賃借料 (2) 新規雇用に対する人件費</p> <p>補助期間：2年間 補助限度額：上記(1)は年間200万円 上記(2)は年間200万円(中山間地域は300万円) 補助率：上記(1)の補助対象経費の1/2 上記(2)の一人当たり50万円</p> <hr/> <p>【問い合わせ先】 岡山県 産業労働部 産業振興課 地域産業班 (086)226-7352</p>
<p>中途採用等支援助成金Ⅲ生涯現役起業支援コース</p>	<p>【雇用創出措置助成】 ◎中高年齢者（40歳以上）が起業によって自らの就業機会の創出を図るとともに、事業運営のために必要となる労働者の雇入れ（※1）を行う際に要した、雇用創出措置（※2）に対して助成</p> <p>（※1）60歳以上の者を1名以上、40歳以上60歳未満の者を2名以上、または40歳未満の者を3名以上（40歳以上60歳未満の者を1名雇い入れる場合は40歳未満の者を2名以上） （※2）対象労働者の雇入れにあたり、事業主が行うべき措置であって、募集及び採用並びに教育訓練に関するもの。</p> <p>【起業者が高年齢者（60歳以上の方）の場合】 助成率 2/3（助成額の上限200万円） 【起業者が上記以外（40～59歳の方）の場合】 助成率 1/2（助成額の上限150万円）</p> <p>【生産性向上助成（※）】 ◎上記により助成された額の25%の額</p> <p>（※）雇用創出措置に係る計画書を提出した年度から3年度経過後に申請し、生産性要件を満たしていた場合（伸び率が6%以上のみ）に支給</p> <hr/> <p>【問い合わせ先】 岡山労働局または管轄の公共職業安定所（ハローワーク）</p>

【経営の安定・強化・革新を図る皆様へ】

施策（事業）名称	対象・内容・条件等
岡山デニム世界進出支援事業	<p>◎デニム製品等の海外展示商談会への出展に対する助成</p> <p>デニム・ジーンズ製品等の海外マーケットへの売り込みを図る企業の取組を支援するため、海外展示商談会への出展に要する経費の一部を支援します。</p> <p>対象経費：海外展示商談会への出展料又は会場賃借料 補助率：2分の1 補助限度額：50万円</p> <hr/> <p>【問い合わせ先】 岡山県 産業労働部 産業振興課 地域産業班 (086)226-7352</p>
岡山県プロフェッショナル人材確保支援補助金	<p>◎プロフェッショナル人材を県外から受け入れる中堅・中小企業に補助金を支給</p> <p>県内の中堅・中小企業が「岡山県プロフェッショナル人材戦略拠点」を通じて補助要件を満たした人材を就業させる場合、補助金を支給します。</p> <p>補助対象経費：民間人材ビジネス事業者へ支払う手数料 補助率：2分の1 補助限度額：100万円（1企業1人まで）</p> <hr/> <p>【問い合わせ先】 岡山県 産業労働部 経営支援課 経営・人材支援班 (086)226-7354</p>
外国出願補助金（中小企業等外国出願支援事業）	<p>◎中小企業の海外での知的財産活動を費用面から支援</p> <p>中小企業の戦略的な海外展開を促進するため、外国への特許権や商標権等の出願を計画している中小企業等に対して、外国出願に要する費用の半額を助成します。</p> <p>対象者：(1)中小企業者 (2)中小企業者で構成されるグループ（構成員のうち中小企業者が2/3以上を占める者） (3) 地域団体商標の外国出願については商工会議所、商工会、NPO法人等</p> <p>支援の要件：以下のすべての要件を満たすこと (1)応募時に既に日本国特許庁に対して特許、実用新案、意匠又は商標出願済みであり、採択後に同内容の出願を優先権を主張して外国へ年度内に行う予定の案件 (2) 先行技術調査等の結果からみて、外国での権利取得の可能性が明らかに否定されないこと (3) 外国で権利が成立した場合等に、「当該権利を活用した事業展開を計画している」又は「商標出願に関し、外国における冒認出願対策の意思を有している」こと (4) 外国出願に必要な資金能力及び資金計画を有していること</p> <p>補助対象経費：外国特許庁への出願手数料、国内・現地代理人費用、翻訳費用等 補助率：2分の1 上限額：1企業に対する上限額：300万円（複数案件の場合） 案件ごとの上限額：特許 150万円 実用新案・意匠・商標 60万円 冒認対策商標 30万円</p> <hr/> <p>【問い合わせ先】 (公財)岡山県産業振興財団 ものづくり支援部 知的財産支援課 (086)286-9711</p>

【産学金官連携や新たな研究開発に取り組む皆様へ】

施策（事業）名称	対象・内容・条件等
<p>環境研究総合推進費補助金</p>	<p>◎循環型社会の推進及び廃棄物処理に関する技術開発を助成</p> <p>下記の分野について、広く産学民官の研究機関の研究者から提案を募る環境政策貢献型の競争的研究資金です。</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <ul style="list-style-type: none"> ■ 3Rを推進する技術・社会システムの構築 ■ 廃棄物の適正処理と処理施設の長寿命化・機能向上に資する研究・技術開発 ■ バイオマス等の廃棄物からのエネルギー回収を推進する技術・システムの構築 等 </div> <p>○次世代循環型社会形成推進技術基盤整備事業（【次世代事業】） 循環型社会の形成推進及び廃棄物の適正処理に関するもので、本事業として実施することにより実用化が見込まれ、かつ汎用性及び経済効率性に優れた技術の開発を対象とします。 対象者：企業等 補助率：1/2以内 技術開発期間：3年以内 公募時期：今年度の新規課題の募集は終了しました。 補助限度額：2億円</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>【問い合わせ先】 環境省 総合環境政策局 総務課環境研究技術室 (03)3581-3351 (代) 独立行政法人 環境再生保全機構 環境研究総合推進室 (03)3237-6600 (直)</p>
<p>きらめき岡山創成ファンド支援事業</p>	<p>◎新技術・新製品開発の助成</p> <p>新技術・新製品の研究開発を助成することによって、県内中小企業の成長を支援します。</p> <p>○研究開発 対象者： 県内の中小企業者 補助対象事業： 新技術・新製品の研究開発 補助率等： (1)一般型（機械装置の製作や購入を伴うもの（量産転用不可）） 補助率：2/3以内 助成限度額：20,000千円 助成期間：22か月以内（交付決定年度の翌年度内） (2)小規模型（既存の機械装置で対応可能なもの） 補助率：1/2以内 助成限度額：2,500千円 助成期間：12か月以内</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>【問い合わせ先】 (公財)岡山県産業振興財団 ものづくり支援部 研究開発支援課 (086)286-9651</p>

施策（事業）名称	対象・内容・条件等
<p>次世代産業研究開発プロジェクト創成事業費補助金</p>	<p>◎次世代産業分野の新技术・新製品開発等への助成</p> <p>今後成長が期待される新エネルギー、次世代エレクトロニクス、AI・IoT関連分野の新技术・新製品開発等を支援し、これら次世代産業分野への県内企業の参入や市場獲得に向けた取組を促進します。</p> <p>対象者： (1) 県内の中小企業者（注） (2) 中小企業者の団体（中小企業者が構成員の1／2以上を占める事業協同組合、企業組合等の法人） （注）詳細についてはお問い合わせください。</p> <p>補助対象事業： 新エネルギー関連分野、次世代エレクトロニクス関連分野、AI・IoT関連分野における大学等又は大企業者との共同による新技术・新製品の試行研究又は本格研究</p> <p>補助率等： ①試行研究：補助対象経費の4／5以内 補助限度額 200万円 ②本格研究：補助対象経費の2／3以内 補助限度額 1,000万円</p> <p>※令和2年度の募集は終了しました。</p> <hr/> <p>【問い合わせ先】 岡山県 産業労働部 産業振興課 イノベーション推進班 (086) 226-7380</p>
<p>セルロースナノファイバートライアル支援補助金</p>	<p>◎次世代新素材として注目されるセルロースナノファイバーの実用化に向けた試行研究開発の取組を支援</p> <p>森林資源を原料とし次世代新素材として注目されるセルロースナノファイバーの実用化に向けた試行研究・開発に取り組むために必要な経費の一部を補助します。</p> <p>対象者：県内に主たる事務所、工場又は研究施設を有している企業 補助金額：上限額50万円 補助率：4／5以内</p> <p>※予算の範囲内で交付先を選定するため、交付先が予定募集数に達した場合は、募集を終了します。申請を検討されている場合は、事前に御相談ください。</p> <hr/> <p>【問い合わせ先】 岡山県 産業労働部 産業振興課 イノベーション推進班 (086) 226-7380</p>

【環境・エネルギー・安全対策の推進に取り組む皆様へ】

施策（事業）名称	対象・内容・条件等
<p>循環型社会形成推進モデル事業施設整備費補助金</p>	<p>◎知事が承認した「岡山県資源循環推進事業」に対し、産業廃棄物の先進的なリサイクル及び発生の抑制に関する施設等の整備に要する経費の一部を補助します。</p> <p>補助率：岡山市・倉敷市の区域 補助対象経費の1/4以内 （指定循環資源に係る施設整備の場合は1/3以内） 上記以外の区域 補助対象経費の1/2以内 （指定循環資源に係る施設整備の場合は2/3以内）</p> <p>補助金上限額：岡山市・倉敷市の区域 750万円 上記以外の区域 1,500万円</p> <hr/> <p>【問い合わせ先】 （公財）岡山県産業振興財団 ものづくり支援部 研究開発支援課 (086)286-9652</p>
<p>循環型社会形成推進モデル事業技術開発事業費等補助金</p>	<p>◎知事が承認した「岡山県資源循環推進事業」に対し、産業廃棄物の先進的なリサイクル及び発生の抑制に関する技術開発等に要する経費の一部を補助します。</p> <p>補助率：補助対象経費の1/2以内 （指定循環資源に係る技術開発等の場合は2/3以内）</p> <p>補助金上限額：400万円</p> <hr/> <p>【問い合わせ先】 （公財）岡山県産業振興財団 ものづくり支援部 研究開発支援課 (086)286-9652</p>
<p>エコプロダクツ製品化支援事業費補助金</p>	<p>◎岡山県エコ製品への認定を目指すなど、循環資源を原料とする競争力のある新製品開発のための事業化可能性調査・検証事業等に要する経費の一部を補助します。</p> <p>補助率：補助対象経費の1/2以内 （指定循環資源を原料にする場合は2/3以内）</p> <p>補助金上限額：事業化可能性調査・検証事業 100万円 実用化研究事業 300万円 改良研究事業 100万円</p> <hr/> <p>【問い合わせ先】 （公財）岡山県産業振興財団 ものづくり支援部 研究開発支援課 (086)286-9652</p>
<p>産業廃棄物処理業者育成支援事業補助金</p>	<p>◎産業廃棄物処分業者が行う設備投資に要する経費に対する補助</p> <p>補助対象：①廃棄物搭載車両計量設備の導入又は更新 ②上記計量設備に付属する電算処理システムの導入又は更新 （電算処理システム設備のみの導入又は更新を除く。）</p> <p>補助率：1/2以内</p> <p>補助限度額：①計量設備 170万円 ②電算処理システム 50万円</p> <hr/> <p>【問い合わせ先】 岡山県 環境文化部 循環型社会推進課 産業廃棄物班 (086)226-7308</p>

施策（事業）名称	対象・内容・条件等
<p>業務用車両EV等転換支援事業補助金</p>	<p>◎業務用車両として電気自動車、プラグインハイブリッド自動車又は燃料電池自動車（以下「EV等」という。）を導入する法人に対し、車両購入費を補助します（導入したEV等の活用による普及・啓発活動の実施や利用者アンケートへの協力等を要件とします）。 また、当該補助金を活用してEV等を導入する法人に対し、普通充電設備やV2H充放電設備の設置費用を併せて補助します。</p> <p>補助対象者：県内に事務所又は事業所を有する法人 補助率等： ○EV等購入費補助 定額 200 千円（1 台につき） ○普通充電設備設置補助 補助率 1/2 上限額 180 千円（1 基につき） ○V2H充放電設備設置補助 補助率 1/2 上限額 375 千円（1 基につき）</p> <hr/> <p>【問い合わせ先】 岡山県 環境文化部 環境企画課 新エネルギー・温暖化対策室 (086)226-7298</p>
<p>岡山県充電環境整備事業補助金</p>	<p>◎電気自動車やプラグインハイブリッド自動車を安心して利用できる環境整備を図るため、急速充電設備又は普通充電設備を整備する法人等に、その経費の一部を補助します（公共施設、商業施設、宿泊施設、集合住宅等への設置が対象。集合住宅以外は一般開放を、急速充電設備は24時間利用可能であることを要件とします）。</p> <p>(1)急速充電設備設置補助 補助対象者：県内に急速充電設備を設置する者 補助率等：補助対象経費（県以外の補助金、助成金等の額を控除）の2/3※（上限300万円）又は1/2（上限150万円） 補助対象経費：急速充電設備の購入費用及び設置工事費用 ※半径15Km圏内に24時間対応の急速充電設備がない地域等</p> <p>(2)普通充電設備設置補助 補助対象者：県内に普通充電設備を設置する者 補助率：補助対象経費（県以外の補助金、助成金等の額を控除）の1/2（上限18万円） 補助対象経費：普通充電設備の購入費用及び設置工事費用</p> <hr/> <p>【問い合わせ先】 岡山県 環境文化部 環境企画課 新エネルギー・温暖化対策室 (086)226-7298</p>
<p>岡山県エコアクション21認証取得支援事業補助金</p>	<p>◎事業者の温室効果ガスや廃棄物の排出量削減等の環境負荷を低減する取組を支援するため、エコアクション21の認証取得費用の一部を補助します。</p> <p>補助対象者：県内に事業所を有し、エコアクション21の新規認証・登録を受けた事業者 （令和2年4月1日以降の認証・登録に限る） 補助対象経費：エコアクション21の認証・登録に係る審査費用、認証・登録料 補助率：補助対象経費の1/2以内（上限10万円） （環境省エコアクション21認証・登録制度については、P89を参照）</p> <hr/> <p>【問い合わせ先】 岡山県 環境文化部 環境企画課 新エネルギー・温暖化対策室 (086)226-7298</p>

施策（事業）名称	対象・内容・条件等										
<p>環境対応バス導入加速事業補助金</p>	<p>◎環境性能の劣る古いバスを更新して環境対応バスを導入する際の経費の一部を補助</p> <p>○補助対象者 旅客自動車運送事業者、リース事業者その他これらに準ずるものとして知事が認定した者</p> <p>○補助要件</p> <table border="1" data-bbox="485 461 1422 864"> <tr> <td data-bbox="485 461 995 535">環境対応ディーゼルバス</td> <td data-bbox="995 461 1422 535">ハイブリッドバス CNGバス</td> </tr> <tr> <td data-bbox="485 535 995 573">新車の導入</td> <td data-bbox="995 535 1422 573">新車の導入</td> </tr> <tr> <td data-bbox="485 573 995 864"> <ul style="list-style-type: none"> 平成6年規制以前の規制適合車の廃車を伴う、平成17年規制以後の規制適合車への路線バス(高速バスを除く。)の買替えであること。 岡山県内を使用の本拠とするものであること。 自動車検査証に所有者であることが記載されること。 </td> <td data-bbox="995 573 1422 864"> <ul style="list-style-type: none"> 平成6年規制以前の規制適合車の廃車を伴うものであること。 岡山県内を使用の本拠とするものであること。 自動車検査証に所有者であることが記載されること。 </td> </tr> </table> <p>○補助額</p> <table border="1" data-bbox="485 920 1422 1178"> <tr> <td data-bbox="485 920 995 994">環境対応ディーゼルバス</td> <td data-bbox="995 920 1422 994">ハイブリッドバス CNGバス</td> </tr> <tr> <td data-bbox="485 994 995 1178">導入する環境対応バス1台につき、車両購入価格に1/10を乗じて得た額以内(上限額2,400千円)。</td> <td data-bbox="995 994 1422 1178">導入する環境対応バス1台につき、車両本体価格と知事が別に定める通常車両価格との差額に1/3を乗じて得た額以内。</td> </tr> </table> <p>-----</p> <p>【問い合わせ先】 岡山県 環境文化部 環境管理課 大気保全班 (086)226-7302</p>	環境対応ディーゼルバス	ハイブリッドバス CNGバス	新車の導入	新車の導入	<ul style="list-style-type: none"> 平成6年規制以前の規制適合車の廃車を伴う、平成17年規制以後の規制適合車への路線バス(高速バスを除く。)の買替えであること。 岡山県内を使用の本拠とするものであること。 自動車検査証に所有者であることが記載されること。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成6年規制以前の規制適合車の廃車を伴うものであること。 岡山県内を使用の本拠とするものであること。 自動車検査証に所有者であることが記載されること。 	環境対応ディーゼルバス	ハイブリッドバス CNGバス	導入する環境対応バス1台につき、車両購入価格に1/10を乗じて得た額以内(上限額2,400千円)。	導入する環境対応バス1台につき、車両本体価格と知事が別に定める通常車両価格との差額に1/3を乗じて得た額以内。
環境対応ディーゼルバス	ハイブリッドバス CNGバス										
新車の導入	新車の導入										
<ul style="list-style-type: none"> 平成6年規制以前の規制適合車の廃車を伴う、平成17年規制以後の規制適合車への路線バス(高速バスを除く。)の買替えであること。 岡山県内を使用の本拠とするものであること。 自動車検査証に所有者であることが記載されること。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成6年規制以前の規制適合車の廃車を伴うものであること。 岡山県内を使用の本拠とするものであること。 自動車検査証に所有者であることが記載されること。 										
環境対応ディーゼルバス	ハイブリッドバス CNGバス										
導入する環境対応バス1台につき、車両購入価格に1/10を乗じて得た額以内(上限額2,400千円)。	導入する環境対応バス1台につき、車両本体価格と知事が別に定める通常車両価格との差額に1/3を乗じて得た額以内。										
<p>エネルギー使用合理化等事業者支援補助金</p>	<p>◎事業者の省エネ対策に対する経費補助</p> <p>対象： ・工場・事業場単位 既設設備・システムの入替えやEMS導入等により省エネ対策を行う際の費用を補助する。 ・設備単位 省エネ効果が高い設備の更新費用を補助する。 補助率：1/2～1/3以内</p> <p>-----</p> <p>【問い合わせ先】 (一社)環境共創イニシアチブ 0570-055-122(ナビダイヤル)</p>										

【県内に事業所・工場を立地する皆様へ】

施策（事業）名称	対象・内容・条件等
<p>新潟県企業立地促進補助金</p>	<p>◎県内への企業立地を支援</p> <p>産業の高度化と雇用機会の拡大を図り、もって県民生活の安定と向上に資するため、県内に立地する先端技術工場、一般製造工場又は研究所等の建設に対して補助金を交付します。</p> <p>-----</p> <p>【問い合わせ先】 岡山県 産業労働部 企業誘致・投資促進課 誘致推進班 (086)226-7374</p>
<p>製造工場 製造業類似事業所 （植物工場）</p>	<p>対象地域 県内全域</p> <p>土地取得（賃貸）後の経過年数 新設：新たに土地を取得し、工場等を建設する場合 土地取得後3年以内に建設に着手 ただし、既存の工場等に隣接する民有地を取得し、新たに工場等を建設する場合は、増設に準じた取り扱いとする。 増設：既存の敷地内で新たに工場等を建設する場合 新設に係る土地取得後10年以内に建設に着手</p> <p>対象業種 製造工場：日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）分類表中大分類E－製造業の項目に掲げる製造業の用に供する工場 製造業類似事業所：植物工場（一定の気密性を保持した施設内で、野菜等のモニタリングに基づいて、生育環境を高度に制御し、天候の変化にかかわらず、安定的かつ計画的に当該農産物を生産することができる施設をいう）</p> <p>その他の認定要件 [公的団地] ・土地取得面積 1,000㎡以上 [民有地] ・土地取得面積 中山間地域 3,000㎡以上 その他地域 5,000㎡以上 ・固定資産投資額 中山間地域 大企業 2億円以上 中小企業 1億円以上 その他地域 大企業 5億円以上 中小企業 2億円以上 ・新規常用雇用者 大企業 30人以上 中小企業 10人以上</p> <p>補助金の算出方法 [県営産業団地] 土地に係る固定資産評価額又は土地取得費のいずれか低い方の金額×3% 家屋に係る固定資産評価額×9% 償却資産の取得額×9% [市町村営等産業団地] 土地に係る固定資産評価額又は土地取得費のいずれか低い方の金額×1.5% 家屋に係る固定資産評価額×4.5% 償却資産の取得額×4.5% [民有地] 土地に係る固定資産評価額又は土地取得費のいずれか低い方の金額×0.75% 家屋に係る固定資産評価額×2.25% 償却資産の取得額×2.25%</p> <p>限度額 [公的団地] 中山間地域 5億円、その他地域 3億円 [民有地] 中山間地域 2.5億円、その他地域 1.5億円</p> <p>交付方法 交付決定額1億円以上 5か年での分割交付 交付決定額1億円未満 一括交付</p> <p>※増設の場合の補助金の算出方法及び限度額は新設の1/2です。 ※県営産業団地については、リース事業者も対象となります。</p>

施策（事業）名称	対象・内容・条件等
<p>製造工場 製造業類似事業所 (植物工場) (つづき)</p>	<p>※県北県営産業団地（久米産業団地、真庭産業団地、吉備高原都市工場公園・産業区）に立地する場合で、新規常用雇用者が10名以上ある場合は、家屋・土地の固定資産評価額（土地取得費が固定資産評価額を下回る場合は土地取得費）の20%を上限として、家屋・土地に関する市町村の助成額と同額を上乗せします。</p> <p>※県北県営産業団地を除く県営産業団地（岡山リサーチパークを除く）及び県北市町村営等産業団地（津山産業・流通センター）に立地する場合で、新規常用雇用者数が10名以上ある場合は、家屋・土地の固定資産評価額（土地取得費が固定資産評価額を下回る場合は土地取得費）の10%を上限として、家屋・土地に関する市町村の助成額と同額を上乗せします。</p>
<p>研究所等</p>	<p>対象地域 県内全域</p> <p>土地取得（賃貸）後の経過年数 新設：新たに土地を取得し、工場等を建設する場合 土地取得後3年以内に建設に着手 ただし、既存の工場等に隣接する民有地を取得し、新たに工場等を建設する場合は、増設に準じた取り扱いとする。 増設：既存の敷地内で新たに工場等を建設する場合 新設に係る土地取得後10年以内に建設に着手</p> <p>対象業種 工業製品に係る研究所 バイオテクノロジーに係る研究所 光通信又は電気通信に係る研究所 ソフトウェアハウス システムハウス 高度情報処理産業に係る事業所 高度な機械修理業に係る事業所 ディスプレイ業に係る事業所 非破壊検査業に係る事業所 デザイン業に係る事業所 機械設計業に係る事業所 エンジニアリング業に係る事業所</p> <p>その他の認定要件 [公的団地] ・土地取得面積 1,000㎡以上 [民有地] ・土地取得面積 2,000㎡以上 ・固定資産投資額 大企業 2億円以上 中小企業 1億円以上 ・新規常用雇用者 大企業 10人以上 中小企業 5人以上</p> <p>補助金の算出方法 [県営産業団地] 土地に係る固定資産評価額又は土地取得費のいずれか低い方の金額×3% 家屋に係る固定資産評価額×9% 償却資産の取得額×9% [市町村営等産業団地] 土地に係る固定資産評価額又は土地取得費のいずれか低い方の金額×1.5% 家屋に係る固定資産評価額×4.5% 償却資産の取得額×4.5% [民有地] 土地に係る固定資産評価額又は土地取得費のいずれか低い方の金額×0.75% 家屋に係る固定資産評価額×2.25% 償却資産の取得額×2.25%</p> <p>限度額 [公的団地] 中山間地域 5億円、その他地域 3億円 [民有地] 中山間地域 2.5億円、その他地域 1.5億円</p> <p>交付方法 交付決定額1億円以上 5か年での分割交付 交付決定額1億円未満 一括交付</p>

施策（事業）名称	対象・内容・条件等
<p>研究所等 (つづき)</p>	<p>※増設の場合の補助金の算出方法及び限度額は新設の1/2です。 ※県営産業団地については、リース事業者も対象となります。 ※県北県営産業団地（久米産業団地、真庭産業団地、吉備高原都市工場公園・産業区）に立地する場合で、新規常用雇用者が10名以上ある場合は、家屋・土地の固定資産評価額（土地取得費が固定資産評価額を下回る場合は土地取得費）の20%を上限として、家屋・土地に関する市町村の助成額と同額を上乗せします。 ※県北県営産業団地を除く県営産業団地（岡山リサーチパークを除く）及び県北市町村営等産業団地（津山産業・流通センター）に立地する場合で、新規常用雇用者数が10名以上ある場合は、家屋・土地の固定資産評価額（土地取得費が固定資産評価額を下回る場合は土地取得費）の10%を上限として、家屋・土地に関する市町村の助成額と同額を上乗せします。</p>
<p>新岡山県物流施設誘致 促進補助金</p>	<p>◎県内への物流施設の建設を支援</p> <p>産業の活性化と雇用機会の拡大を図り、もって地域住民の生活の安定と向上に資するため、県内の公的団地に立地する物流施設の建設に対して補助金を交付します。</p> <p>対象地域 県内全域の公的団地 土地取得（賃貸）後の経過年数 新設：新たに土地を取得し、物流施設を建設する場合 土地取得後3年以内に建設に着手 増設：既存の敷地内で新たに物流施設を建設する場合 新設に係る土地取得後10年以内に建設に着手</p> <p>対象業種 道路貨物運送業、倉庫業、貨物運送取扱業、港湾運送業、卸売業、製造業・小売業の物流施設（倉庫、荷受・配送センター又は流通過程における簡易な加工場であって、工場若しくは店舗に併設されるものを除く。）</p> <p>その他の認定要件 土地取得面積 1,000㎡以上</p> <p>補助金の算出方法 [県営産業団地] 土地に係る固定資産評価額又は土地取得費のいずれか低い方の金額×3% 家屋に係る固定資産評価額×4.5% 償却資産の取得額×4.5% [市町村営等産業団地] 土地に係る固定資産評価額又は土地取得費のいずれか低い方の金額×1.5% 家屋に係る固定資産評価額×2.25% 償却資産の取得額×2.25%</p> <p>限度額 3億円 交付方法 交付決定額1億円以上 5か年での分割交付 交付決定額1億円未満 一括交付</p> <p>※増設の場合の補助金の算出方法及び限度額は新設の1/2です。 ※県営産業団地については、リース事業者も対象となります。 ※県北県営産業団地（久米産業団地、真庭産業団地、吉備高原都市工場公園・産業区）に立地する場合で、新規常用雇用者が10名以上ある場合は、家屋・土地の固定資産評価額（土地取得費が固定資産評価額を下回る場合は土地取得費）の20%を上限として、家屋・土地に関する市町村の助成額と同額を上乗せします。 ※県北県営産業団地を除く県営産業団地（岡山リサーチパークを除く）及び県北市町村営等産業団地（津山産業・流通センター）に立地する場合で、新規常用雇用者数が10名以上ある場合は、家屋・土地の固定資産評価額（土地取得費が固定資産評価額を下回る場合は土地取得費）の10%を上限として、家屋・土地に関する市町村の助成額と同額を上乗せします。</p> <p>【問い合わせ先】 岡山県 産業労働部 企業誘致・投資促進課 誘致推進班 (086)226-7374</p>

施策（事業）名称	対象・内容・条件等
<p>岡山県大型投資・拠点化促進補助金</p>	<p>◎県内への企業立地を支援</p> <p>産業の振興と雇用機会の拡大を図るため、県内への大型な設備投資や製造工場の拠点化・集約化を行う企業に対する支援を目的として、補助金を交付します。</p> <p>(1)対象業種 製造工場：日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）分類表中大分類E－製造業の項目に掲げる製造業の用に供する工場 研究所等：工業製品に係る研究所 バイオテクノロジーに係る研究所 光通信又は電気通信に係る研究所 ソフトウェアハウス システムハウス 高度情報処理産業に係る事業所 高度な機械修理業に係る事業所 ディスプレイ業に係る事業所 非破壊検査業に係る事業所 デザイン業に係る事業所 機械設計業に係る事業所 エンジニアリング業に係る事業所 製造業類 似事業所：植物工場（一定の気密性を保持した施設内で、野菜等のモニタリングに基づいて、生育環境を高度に制御し、天候の変化にかかわらず、安定的かつ計画的に当該農産物を生産することができる施設をいう）</p> <p>(2)補助要件 ①投資型 投資額：50億円以上 新規常用雇用者数：20人以上 ②雇用型 投資額：要件なし 新規常用雇用者数：100人（県北50人）以上 ③R＆D型（初の先端的試験研究施設への投資） 投資額：1億円以上 新規常用雇用者数：5人以上 ④量産化型（先端的試験研究からの量産化） 投資額：5億円以上 新規常用雇用者数：10人以上 ⑤拠点集約型（県外の製造拠点等を県内に移設、集約） 投資額：10億円以上 新規常用雇用者数：要件なし</p> <p>(3)補助金額 ①（土地、家屋固定資産評価額及び償却資産取得額）×5% ②（土地、家屋固定資産評価額及び償却資産取得額）×5% ③（土地、家屋固定資産評価額及び償却資産取得額）×10% ④（土地、家屋固定資産評価額及び償却資産取得額）×10% ⑤（土地、家屋固定資産評価額及び償却資産取得額）×15% ※①②について、県内初立地、超大型（200億円、200人以上）、航空機関連、EV関連の場合は、それぞれ補助率5%を上乗せする。</p> <p>(4)補助金額 ①県営団地 70億円、市町村営団地 50億円 民有地 25億円、既立地 10億円 ②県営団地 70億円、市町村営団地 50億円 民有地 25億円、既立地 10億円 ③全て 2.5億円 ④全て 5億円 ⑤全て 5億円</p> <p>(5)支払方法 一括交付（交付決定額が1億円以上の場合は、5か年での分割交付）</p> <p>-----</p> <p>【問い合わせ先】 岡山県 産業労働部 企業誘致・投資促進課 誘致推進班 (086) 226-7374</p>

施策（事業）名称	対象・内容・条件等
<p>岡山県再投資サポート補助金</p>	<p>◎県内での操業継続を支援</p> <p>企業ニーズが強い再投資に対する支援を行うことにより、競合する他県工場ではなく本県内工場への再投資を促進し、もって操業継続、雇用維持等につなげることを目的に、県内に既に立地している企業に対して、補助金を交付します。</p> <p>(1)対象企業 次のいずれも満たすこと ①県内に既に立地している製造業者であって、当該事業所設立後10年以上経過した企業であること。 ②補助対象事業を実施することにより、本県での操業継続及び当該事業所の常用雇用に係る雇用の維持又は創出が認められること。 (例：事業実施後における当該事業所の常用雇員数が、事業実施前以上であること等)</p> <p>(2)補助要件 次のいずれも満たすこと ①固定資産投資額1億円以上 (新規常用雇員数は問いません) ②次のいずれかを満たすこと ア 事業を実施した箇所、ライン等における生産性が10%以上向上すること。 イ 事業を実施した箇所、ライン等において、新たな製品を従来品の生産量ベース又は生産額ベースで10%以上生産する能力を備えること。 ウ 事業を実施した箇所、ライン等において、環境影響への軽減効果が大きいものとして知事が特別に認める事業であること。</p> <p>(3)補助金額 設備投資額（家屋・償却資産の取得額）の1% (4)限度額 1億円 (5)交付方法 一括交付</p> <p>[定義] (1)生産性 労働生産性（物的労働生産性又は価値労働生産性）のことをいい、次により算定する。 イ 物的労働生産性＝生産能力数量÷常用雇員数 ロ 価値労働生産性＝生産能力額÷常用雇員数 (2)新たな製品 当該設備の設置以前には、当該事業者が反復継続的に量産提供していなかった製品、当該事業者にとって新たな原材料や生産加工技術の適用により、従来の製品と比べて性能が向上する製品（性能を示す定量指数が、当該事業者が従来提供していたものに比べて10%以上向上する製品）又は用途若しくは販路等が異なる製品のことをいう。 (3)環境影響の軽減 大気（SO_x、NO_x、煤塵等）、水質（COD、チッ素、リン等）等の排出量等環境影響に関する数値が大幅に軽減することをいう。</p> <hr/> <p>【問い合わせ先】 岡山県 産業労働部 企業誘致・投資促進課 誘致推進班 (086)226-7374</p>

施策（事業）名称	対象・内容・条件等
<p>岡山県本社機能移転促進補助金</p>	<p>◎県内への本社機能移転を支援</p> <p>県内への本社機能移転を促進し、一層の雇用機会の増大と地域振興を図るため、県内に本社機能に移転する法人に対して、補助金を交付します。</p> <p>(1)対象者 県内に本社機能に移転する法人</p> <p>(2)補助要件 ①県内の本社機能を対外的に明示 ②県内の本社機能業務に従事する新規常用雇用者が5人以上 ③法人設立後3年以上経過し、直近3年間で営利事業を継続して営んでいること。 ④資本金又は出資金の額が1,000万円超</p> <p>(3)補助金額 【設備】家屋に係る固定資産評価額（又は1年分の賃借料）×10% 償却資産の取得額×10% 【土地】土地に係る固定資産評価額（又は1年分の賃借料）×10% 【経費】事務所移転経費×10% 【雇用】本社機能業務に従事する新規常用雇用者1人当たり50万円（中山間地域：100万円） ※東京23区から移転する法人：補助率15%、補助単価100万円</p> <p>(4)限度額 5億円（中山間地域は限度なし）</p> <p>(5)交付方法 一括交付</p> <hr/> <p>【問い合わせ先】 岡山県 産業労働部 企業誘致・投資促進課 誘致推進班 (086)226-7374</p>
<p>岡山県本社機能移転に係る社宅借上げ支援補助金</p>	<p>◎県内への本社機能移転を支援</p> <p>県内への本社機能移転を促進し、一層の雇用機会の増大と地域振興を図るため、県内に本社機能に移転し社宅を借り上げる法人に対して、補助金を交付します。</p> <p>(1)対象者 本社機能移転促進補助金認定法人</p> <p>(2)補助要件 常用雇用者のために新たに社宅の賃借を開始すること</p> <p>(3)補助対象経費 社宅の賃借に要する経費 （ただし、賃借料に係る消費税及び地方消費税相当額、敷金、礼金、共益費その他これらに類する経費を除く）</p> <p>(4)補助率 2分の1</p> <p>(5)限度額 3,000万円（一戸当たり 月5万円）</p> <p>(6)補助対象期間 最長1年間</p> <p>(7)交付方法 年度毎に実績交付</p> <hr/> <p>【問い合わせ先】 岡山県 産業労働部 企業誘致・投資促進課 誘致推進班 (086)226-7374</p>

施策（事業）名称	対象・内容・条件等
<p>岡山県支店等新規開設促進補助金</p>	<p>◎県内への支店等の新規開設を支援</p> <p>県内への支店等の新規開設を促進し、一層の雇用機会の増大と地域振興を図るため、県内に支店等を新たに開設する法人に対して、補助金を交付します。</p> <p>(1)対象者 県内に支店等を新たに開設又は県内に設置していた支店等を廃止した日から起算して3年を経過した日以降に県内に支店等を再び開設する法人</p> <p>(2)補助要件 ①県内の支店等を商業登記簿に支店登記し、かつ、対外的に明示 ②県内の支店等に従事する新規常用雇用者が10人以上 ③法人設立後3年以上経過し、直近3年間で営利事業を継続して営んでいること。 ④支店等の事業の用に供する部分の延床面積が100平方メートル超 ※賃貸の場合は賃貸借契約の期間が2年以上 ※集合住宅の居宅部分を支店等の用に供しているときは交付対象外 ⑤資本金又は出資金の額が1,000万円超</p> <p>【イノベーション分野(クリエイティブ関連分野、情報通信関連分野、研究関連分野)】 ①県内の支店等を商業登記簿に支店登記し、かつ、対外的に明示 ②県内の支店等に従事する新規常用雇用者が5人以上 ③法人設立後3年以上経過し、直近3年間で営利事業を継続して営んでいること。</p> <p>(3)補助金額 支店等に従事する10人目以降の新規常用雇用者1人当たり10万円(中山間地域は15万円) 【イノベーション分野】 新規常用雇用者×50万円(中山間地域は100万円)</p> <p>(4)限度額 200万円(中山間地域は300万円) 【イノベーション分野】 1,000万円(中山間地域は2,000万円)</p> <p>(5)交付方法 一括交付</p> <p>(6)イノベーション分野の例示 ①クリエイティブ関連分野：設計関連、デザイン関連等 ②情報通信関連分野：システム開発関連、映像制作関連、ゲーム関連等 ③研究関連：研究ラボ等 ※単に販売、サービス提供、営業、作業等のみを行う事業所は対象外</p> <hr/> <p>【問い合わせ先】 岡山県 産業労働部 企業誘致・投資促進課 誘致推進班 (086)226-7374</p>

施策（事業）名称	対象・内容・条件等
<p>若者×空き家等活用×事業者支援事業</p>	<p>◎中山間・離島地域等での空き家等を活用した事務所の開設を補助</p> <p>過疎化、高齢化の進行する中山間地域又は離島地域の活性化を図るため、空き家などを活用してサテライトオフィス、シェアオフィス等を開設する企業等に対して補助金を交付します。 (市町村を経由して交付します。)</p> <p>(1)対象企業 30代までの若者を開設時から1週間以内に最低1名常用雇用（期間の定めのない雇用契約）して事務所等（ただし、パンの製造販売やカフェ、ゲストハウスなど、単なる営業店舗は除く。）を開設する法人事業者及び個人事業者。</p> <p>(2)補助対象経費 空き家などの改修その他設備投資に係る経費 (2月末までに工事等の完了が条件)</p> <p>(3)補助金の額等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県補助額 事業費総額から市町村負担及び企業等負担を除いた額 (上限5,000千円) ・市町村負担額 事業費総額の4分の1 (上限2,500千円) ・企業等負担額 事業費総額の4分の1 (上限2,500千円。ただし、事業費総額が10,000千円を超える場合は、事業費総額から7,500千円を除いた額) <hr/> <p>【問い合わせ先】 岡山県 県民生活部 中山間・地域振興課 活力創出班 (086)226-7267</p>
<p>地域雇用開発助成金 (地域雇用開発コース)</p>	<p>◎雇用情勢が特に厳しい地域に居住する者を雇い入れる場合</p> <p>同意雇用開発促進地域、過疎等雇用改善地域または特定有人国境離島地域などにおいて、事業所の設置・整備あるいは創業に伴い、地域求職者等の雇入れを行った事業主に対して助成します。 (対象地域は厚生労働省ホームページで確認可能)</p> <p>支給額：事業所の設置・整備費用と対象労働者の増加数に応じて、48～760万円（60～960万円）を支給（最大3年間（3回）支給）〈 〉内は生産性要件を満たす場合の助成額 創業の場合、1回目の支給において支給額の同額を上乗せ。 中小企業の場合、1回目の支給において支給額の1/2相当額を上乗せ。</p> <hr/> <p>【問い合わせ先】 岡山労働局または管轄の公共職業安定所（ハローワーク）</p>

【雇用の安定を図る皆様へ】

施策（事業）名称	対象・内容・条件等
<p>65歳超雇用推進助成金</p>	<p>◎65歳超継続雇用促進コース</p> <ul style="list-style-type: none"> ●主な要件 <ul style="list-style-type: none"> 労働協約又は就業規則により、いずれかの制度を実施し、その制度を制定した際に経費を要した場合 <ul style="list-style-type: none"> ・旧定年年齢を上回る65歳以上の年齢への定年引上げ ・定年の定め廃止 ・旧定年年齢を上回る希望者全員を66歳以上の年齢まで雇用する継続雇用制度の導入 ●助成額・・・5～160万円 <ul style="list-style-type: none"> 60歳以上の雇用保険被保険者の人数に応じて1事業主1回限り助成します。 <p>◎高年齢者評価制度等雇用管理改善コース</p> <ul style="list-style-type: none"> ●主な要件 <ul style="list-style-type: none"> ・高年齢者の雇用管理制度を整備するために計画を策定し、計画書を下記窓口に申請。認定後に計画を実施し、要した経費を申請 <ul style="list-style-type: none"> 例：能力開発／能力評価、賃金体系、労働時間等の見直し等 ●助成額・・・50万円 <ul style="list-style-type: none"> ・雇用管理整備の実施に必要な専門家への委託料・コンサルタントとの相談に要した経費。初回に限り50万円を要したものとみなします。 ・要した額の60%（中小企業の場合）、生産性要件を満たす場合75%（中小企業の場合） <p>◎高年齢者無期雇用転換コース</p> <ul style="list-style-type: none"> ●主な要件 <ul style="list-style-type: none"> ・認定された計画に基づき、50歳以上かつ定年年齢未満の従業員を有期から無期雇用へ転換させた場合（平成25年4月1日以降に締結された契約） ●助成額 <ul style="list-style-type: none"> ・1人当たり48万円（中小企業の場合）、生産性要件を満たす場合60万円（中小企業の場合） <p>【問い合わせ先】 （独）高齢・障害・求職者雇用支援機構 岡山支部 高齢・障害者業務課（086）241-0166</p>
<p>雇用調整助成金</p>	<p>◎経営が悪化する中で、休業や職業訓練、出向を通じて労働者の雇用を維持する場合</p> <p>景気の変動、産業構造の変化などの経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた場合（※1）に、休業、教育訓練、または出向（※2）によって、その雇用する労働者の雇用の維持を図る事業主に対して助成します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ※1 売上高または生産量などの事業活動を示す指標の最近3か月間の月平均値が、前年同期に比べ10%以上減少していること等 ※2 3か月以上1年以内の出向に限る <p>【休業・教育訓練の場合】 支給額：休業手当等の一部助成1/2（中小企業は2/3） 教育訓練を行った場合は下記の教育訓練費を加算 1人1日当たり1,200円</p> <p>【出向の場合】 支給額：出向元事業主の負担額の一部助成1/2 （中小企業は2/3）</p> <p>【問い合わせ先】 岡山労働局または管轄の公共職業安定所（ハローワーク）</p>

施策（事業）名称	対象・内容・条件等
<p>中途採用等支援助成金 I 中途採用拡大コース</p> <p>II UIJターンコース</p>	<p>◎中途採用者の雇用管理制度を整備した上で中途採用者の採用を拡大（①中途採用率の拡大または②45歳以上を初めて採用）させた事業主に対して助成します。</p> <p>【中途採用拡大助成】 ①の場合 50万円（※1）または70万円（※2） ②の場合 60万円または70万円（※3） （※1）中途採用率を20ポイント以上向上させた場合 （※2）中途採用率を40ポイント以上向上させた場合 （※3）60歳以上の対象者を初採用した場合は70万円を支給</p> <p>【生産性向上助成（※）】 ①の場合 〈25万円〉 ②の場合 〈30万円〉 （※）中途採用拡大に取り組む際に提出した中途採用計画の開始日の前年度から3年度経過後に申請し、生産性要件を満たしていた場合（伸び率が6%以上のみ）に支給</p> <p>◎東京圏からの移住者（※）を雇い入れた事業主に対してその採用活動に要した経費の一部を助成します。 （※）地方創生推進交付金を活用して地方公共団体が実施する移住支援事業を利用したUIJターン者に限る。</p> <p>支給額：助成対象経費の1/3（中小企業は1/2） （上限100万円）</p> <hr/> <p>【問い合わせ先】 岡山労働局または管轄の公共職業安定所（ハローワーク）</p>
<p>特定求職者雇用開発助成金 I 特定就職困難者コース</p> <p>II 生涯現役コース</p>	<p>◎高齢者や障害者などの就職が特に困難な方を継続して雇用する場合</p> <p>高年齢者（60歳以上65歳未満）や障害者などの就職が特に困難な方を、ハローワークまたは民間の職業紹介事業者等の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れた（※）事業主に対して、賃金の一部を助成します。 ※雇用保険一般被保険者として雇い入れ、対象労働者の年齢が65歳以上に達するまで継続して雇用し、かつ、当該雇用期間が継続して2年以上であることが確実であると認められること</p> <p>【高年齢者（60～64歳）、母子家庭の母等】 支給額：1人当たり50万円（中小企業は60万円） 短時間労働者（※）は30万円（中小企業は40万円）</p> <p>【身体・知的障害者（重度以外）】 支給額：1人当たり50万円（中小企業は120万円） 短時間労働者（※）は30万円（中小企業は80万円）</p> <p>【身体・知的障害者（重度又は45歳以上）、精神障害者】 支給額：1人当たり100万円（中小企業は240万円） 短時間労働者（※）は30万円（中小企業は80万円）</p> <p>※1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の者（以下同じ）</p> <p>65歳以上の離職者を、ハローワークまたは民間の職業紹介事業者等の紹介により、1年以上継続して雇用する労働者として雇い入れた（※）事業主に対して、賃金の一部を助成します。 ※高年齢被保険者として雇い入れ、1年以上雇用することが確実であると認められること 支給額：1人当たり60万円（中小企業は70万円） 短時間労働者は40万円（中小企業は50万円）</p>

施策（事業）名称	対象・内容・条件等
<p>Ⅲ被災者雇用開発コース</p>	<p>東日本大震災の被災地域における被災離職者等を、ハローワークまたは民間の職業紹介事業者等の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れた（※）事業主に対して、賃金の一部を助成します。 ※雇用保険一般被保険者として雇い入れ、1年以上雇用することが見込まれること 支給額：1人当たり50万円（中小企業は60万円） 短時間労働者は30万円（中小企業は40万円）</p>
<p>Ⅳ発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース</p>	<p>発達障害者、難治性疾患患者を、ハローワークまたは民間の職業紹介事業者等の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れた（※）事業主に対して助成します。 支給額：1人当たり50万円（中小企業は120万円） 短時間労働者は30万円（中小企業は80万円） ※雇用保険一般被保険者として雇い入れ、対象労働者の年齢が65歳以上に達するまで継続して雇用し、かつ、当該雇用期間が継続して2年以上であることが確実であると認められること</p>
<p>Ⅴ障害者初回雇用コース</p>	<p>障害者雇用の経験のない中小企業（※1）において、雇用率制度の対象となる障害者を初めて雇用（※2）し、当該雇い入れによって法定雇用率を達成する場合（※3）に助成します。 ※1 雇用する常用労働者数が45.5～300人の事業主 ※2 対象労働者を継続して雇用することが確実であると認められること ※3 1人目の対象労働者をハローワーク等の紹介により雇い入れた日の翌日から起算して3ヶ月後までの間に、雇い入れた対象労働者の数が法定雇用障害者数以上となり、法定雇用率を達成すること 支給額：120万円</p>
<p>Ⅵ就職氷河期世代安定雇用実現コース</p>	<p>いわゆる就職氷河期に正規雇用の機会を逃したこと等により、十分なキャリア形成がなされず、正規雇用にくることが困難な者（※）を正規雇用労働者（短時間労働者を除く）として雇い入れた事業主に対して助成します。 （※）次のいずれにも該当する者 ①雇入れ日現在の満年齢が35歳以上55歳未満の者 ②雇入れ日前直近5年間に正規雇用労働者として雇用された期間を通算した期間が1年以下であり、雇入れの日の前日から起算して過去1年間に正規雇用労働者として雇用されたことがない者 ③紹介日時時点で失業状態の者または非正規雇用労働者かつ、「ハローワークや職業紹介事業者等において、個別支援等の就労に向けた支援を受けている者」 ④正規雇用労働者として雇用されることを希望している者 支給額：50万円（中小企業は60万円）</p>

施策（事業）名称	対象・内容・条件等
<p>VII生活保護受給者等雇用開発コース</p>	<p>自治体からハローワークに対し就労支援の要請があった生活保護受給者や生活困窮者を、ハローワーク又は民間の職業紹介事業者等の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れた（※）事業主に対して、賃金の一部を助成します。</p> <p>※雇用保険一般被保険者として雇い入れ、対象労働者の年齢が65歳以上に達するまで継続して雇用し、かつ、当該雇用期間が継続して2年以上であることが確実であると認められること</p> <p>支給額：1人当たり50万円（中小企業は60万円） 短時間労働者は30万円（中小企業は40万円）</p> <hr/> <p>【問い合わせ先】 岡山労働局または管轄の公共職業安定所（ハローワーク）</p>
<p>トライアル雇用助成金 I一般トライアルコース</p>	<p>◎安定就業を希望する求職者を試行的に雇い入れる場合</p> <p>職業経験、技能、知識等から安定的な就職が困難な求職者をハローワーク等の紹介により3か月間（原則）試行雇用した場合に助成します。</p> <p>対象者：次のいずれかの要件を満たした方</p> <ol style="list-style-type: none"> ①紹介日の前日から過去2年以内に、2回以上離職や転職を繰り返している ②紹介日の前日時点で、離職している期間が1年を超えている（※1） ③妊娠、出産・育児を理由に離職し、紹介日の前日時点で、安定した職業（※2）に就いていない期間が1年を超えている ④紹介日時点でニートやフリーター等（※3）で55歳未満である ⑤就職の援助を行うに当たって、特別な配慮を要する（※4） <p>※1 パート・アルバイトなどを含め、一切の就労をしていないこと ※2 期間の定めのない労働契約を締結し、1週間の所定労働時間が通常の労働者の所定労働時間と同等であること ※3 安定した職業に就いていない方で、ハローワーク等において担当者制による個別支援を受けている方 ※4 生活保護受給者、母子家庭の母等、父子家庭の父、日雇労働者、季節労働者、中国残留邦人等永住帰国者、ホームレス、住居喪失不安定就労者、生活困窮者</p> <p>注）紹介日時点で次の状態にある方は対象者になりません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安定した職業に就いている人 ・自ら事業を営んでいる人または役員に就いている人で、1週間当たりの実働時間が30時間以上の人 ・学校に在籍中で卒業していない人（卒業年度の1月1日以降も卒業後の就職の内定がない人は対象となります） ・他の事業所でトライアル雇用期間中の人 <p>支給額：1人当たり月額最大4万円（最長3か月間） （対象労働者が母子家庭の母等または父子家庭の父の場合、若者雇用促進法に基づく認定事業主が35歳未満の若年者に対し実施した場合は、月額最大5万円）</p>
<p>II障害者トライアルコース</p>	<p>◎障害者を試行的に雇い入れる場合</p> <p>一定の要件に該当する障害者をハローワーク等の紹介により一定期間試行雇用した雇用した場合に助成します。</p> <p>支給額：1人当たり月額最大4万円（最長3か月間） （精神障害者の場合） 助成期間：最長6か月 助成額：雇入れから3か月間 ⇒1人当たり月額最大8万円 雇入れから4か月以降 ⇒1人当たり月額最大4万円</p>
<p>III障害者短時間トライアルコース</p>	<p>◎短時間で働ける障害者を試行的に雇い入れる場合</p> <p>ハローワーク等の紹介により、週20時間以上の勤務が難しい精神障害者や発達障害者に対し週10～20時間の試行雇用を行い、職場適応状況や体調等に応じて週20時間以上とすることを旨とする場合に助成します。</p> <p>支給額：1人当たり月額最大4万円（最長12か月間）</p>

施策（事業）名称	対象・内容・条件等
<p>IV若年・女性建設労働者トライアルコース</p>	<p>◎若年者（35歳未満）又は女性を建設技能労働者等として一定期間試行雇用し、トライアル雇用助成金（一般トライアルコース又は障害者トライアルコース）の支給を受けた中小建設事業主に対して助成します。</p> <p>支給額：1人当たり月額最大4万円（最長3か月）</p> <hr/> <p>【問い合わせ先】 岡山労働局または管轄の公共職業安定所（ハローワーク）</p>
<p>障害者雇用安定助成金 I 障害者職場定着支援コース</p>	<p>◎障害者雇用を促進するとともに職場定着を図る場合</p> <p>障害特性に応じた雇用管理・雇用形態の見直しや柔軟な働き方の工夫等の措置を講じる事業主に対して助成するものであり、具体的には、職場定着支援計画の認定を受けたうえで、「対象労働者」に対して、以下の職場定着に係る措置を実施し、6ヶ月以上職場に定着させた場合に助成金を支給します。</p> <p>(措置1 柔軟な時間管理・休暇取得) 通院による治療等のための有給休暇の付与、勤務時間の変更等の労働時間の調整を行うこと</p> <p>(措置2 短時間労働者の勤務時間延長) 週所定労働時間が20時間未満の労働者を20時間以上に、30時間未満の労働者を30時間以上に延長すること</p> <p>(措置3 正規・無期転換) 有期契約労働者を正規雇用や無期雇用に、無期雇用労働者を正規雇用に転換すること</p> <p>(措置4 職場支援員の配置) 障害者の業務の遂行に必要な援助や指導を行う職場支援員を配置すること</p> <p>(措置5 職場復帰支援) 中途障害等により休職を余儀なくされた労働者に対して、職場復帰のために必要な職場適応の措置を行い、雇用を継続すること</p> <p>(措置6 中高年障害者への雇用継続支援) 中高年障害者に対して必要な職場適応の措置を行う</p> <p>(措置7 社内理解の促進) 雇用する労働者に対して、障害者の就労の支援に関する知識を習得させる講習を受講させること</p> <p>支給額：(措置1) 6万円（中小企業は8万円） (措置2) ※（例）20時間未満→30時間以上の場合 重度身体障害者、重度知的障害者、精神障害者の場合 40万円（中小企業は54万円） 上記以外の場合 30万円（中小企業は40万円） (措置3) ※（例）有期雇用→正規雇用の場合 重度身体障害者、重度知的障害者、精神障害者の場合 90万円（中小企業は120万円） 上記以外の場合 67.5万円（中小企業は90万円） (措置4) ※（例）雇用で職場支援員を配置する場合 3万円（中小企業は4万円）/月 (措置5) 4.5万円（中小企業は6万円）/月 (措置6) 1人当たり50万円（中小企業は70万円） (措置7) ※（例）講習に計20万円以上を要した場合 9万円（中小企業は12万円）</p> <p>※対象となる措置によって支給額が異なります。上記は一部を例示として掲げたものです。</p>

施策（事業）名称	対象・内容・条件等
<p>Ⅱ 障害者職場適応援助コース</p>	<p>企業に雇用される障害者に対して、職場適応援助者による支援を実施する事業主に対して助成します。具体的には、以下の2種類があります。</p> <p>（訪問型職場適応援助者による支援） 雇用する職場適応援助者に障害者を雇用する企業を訪問して支援を行わせる事業主に助成します。 ※地域センターが作成又は承認する支援計画等が必要です。 支給額：1日の支援時間が4時間未満の場合、1日につき8千円 （精神障害者は3時間未満） 1日の支援時間が4時間以上の場合、1日につき1万6千円 （精神障害者は3時間以上）</p> <p>（企業在籍型職場適応援助者による支援） 職場適応援助者が障害者と同じ事業主に雇用されて支援を行う場合に助成します。 ※地域センターが作成又は承認する支援計画等が必要です。</p> <p>支給額：（精神障害者の支援） 1人当たり月額9万円（中小企業は12万円） 短時間労働者は、月額5万円（中小企業は6万円） （精神障害者以外の支援） 1人当たり月額6万円（中小企業は8万円） 短時間労働者は、月額3万円（中小企業は4万円） ※助成対象期間は、6か月が上限</p> <hr/> <p>【問い合わせ先】 岡山労働局または管轄の公共職業安定所（ハローワーク）</p>
<p>岡山県中小企業Uターン就職促進奨学金返還支援事業</p>	<p>◎県外での採用活動を支援 県外からI J Uターン就職する従業員への奨学金返還支援制度を設けている中小企業に対して、その負担額の一部を補助します。</p> <p>(1) 補助対象企業 以下のいずれも満たす中小企業（※） ※中小企業…中小企業基本法に定める中小企業者等 ①県内に主たる事業所がある、又は県内に勤務先を限定して採用していること ②従業員への奨学金返還支援制度を設けていること</p> <p>(2) 支援対象者（従業員） 補助対象企業に勤務し、以下の全てを満たす者 ①補助対象企業が返還支援制度を創設又は改正した年度以降に採用された者 ②採用直前(6か月以内)まで県外に在住又は通勤、通学していた者（ただし、県外に在住していた者であっても、県外の企業又は大学等に通勤、通学していた者を除く） ③正社員である者 ④日本学生支援機構の奨学金を返還予定又は返還中の者 ⑤県内の事業所等に勤務している者 ⑥35歳未満の者（年度末時点）</p> <p>(3) 補助対象期間 支援対象者1人につき、採用後5年（60か月）間</p> <p>(4) 1人当たり年間補助額 支援対象者の奨学金年間返還額の範囲内で補助対象企業が手当等として支給した額を補助対象額とし、その2分の1の額又は9万円のいずれか低い額</p> <hr/> <p>【問い合わせ先】 岡山県中小企業団体中央会 企業人材支援課 (086) 224-2245</p>

【働く方々のスキルアップを目指す皆様へ】

施策（事業）名称	対象・内容・条件等
<p>人材確保等支援助成金 Ⅰ雇用管理制度助成コース</p>	<p>◎雇用管理制度（評価・処遇制度、研修制度、健康づくり制度、メンター制度、短時間正社員制度（保育事業主のみ））の導入を通じて従業員の離職率の低下に取り組む事業主に対して助成</p> <p>【目標達成助成】 支給額：57万円（生産性要件を満たした場合は72万円）</p>
<p>Ⅱ介護福祉機器助成コース</p>	<p>◎介護事業主が介護労働者の身体的負担を軽減するために新たに介護福祉機器を導入し適切な運用を行うことにより労働環境の改善がみられた場合助成</p> <p>【機器導入助成】 支給額：支給対象費用の25%（上限150万円）</p> <p>【目標達成助成】従業員離職率の低下が図られた場合 支給額：支給対象費用の20%（生産性要件を満たした場合は35%） （上限150万円）</p>
<p>Ⅲ介護・保育労働者雇用管理制度助成コース</p>	<p>◎介護事業主又は保育事業主が、介護労働者または保育労働者の職場への定着の促進に資する賃金制度の整備を行った場合</p> <p>【制度整備助成】 支給額：50万円</p> <p>【目標達成助成】 （第1回）離職率に関する目標を達成した場合計画期間終了1年経過後 支給額：57万円（生産性要件を満たした場合は72万円） （第2回）計画期間終了3年経過後 支給額：85.5万円（生産性要件を満たした場合は108万円）</p>
<p>Ⅳ中小企業団体コース</p>	<p>◎都道府県知事に改善計画の認定を受けた事業主団体であって、その構成員である中小企業の人材確保や従業員の職場定着を支援するための事業を行う事業主団体に対して助成</p> <p>支給額：事業の実施に要した支給対象経費の2/3 大規模認定組合等（構成中小企業者数500以上） 上限 1,000万円 中規模認定組合等（同100以上500未満） 上限 800万円 小規模認定組合等（同100未満） 上限 600万円</p>
<p>Ⅴ人事評価改善等助成コース</p>	<p>◎生産性向上に資する能力評価を含む人事評価制度を整備し、定期昇給等のみによらない賃金制度を設けることを通じて生産性向上、賃金アップと離職率低下を図る場合に助成</p> <p>【制度整備助成（※1）】 50万円 （※1）生産性向上に資する人事評価制度及び賃金制度を整備し、賃金アップを実施した場合に支給</p> <p>【目標達成助成（※2）】 80万円 （※2）人事評価制度等整備計画の認定申請時から3年経過後に申請し、生産性要件を満たす（伸び率が6%以上の場合のみ）とともに、賃金アップと離職率低下を実現した場合に支給</p>
<p>Ⅵ設備改善等支援コース</p>	<p>◎生産性向上に資する設備等への投資を通じて、生産性向上、雇用管理改善（賃金アップ）等を図る事業主に対して助成</p> <p>※計画期間はA又はBのいずれかを選択 A《雇用管理改善計画期間1年》 ①【計画達成助成】計画の開始から1年後に、雇用管理改善を達成した場合に一定額を助成 ②【上乗せ助成】計画の開始から3年後に、生産性向上、雇用管理改善を達成した場合に一定額を助成 B《雇用管理改善計画期間3年》 計画の開始から一定期間経過後に計画開始前と比べて、生産性向上、雇用管理改善を達成した場合に一定額を助成 ①【計画達成助成（1回目）】…計画の開始から1年後 ②【計画達成助成（2回目）】…計画の開始から2年後 ③【目標達成時助成】…計画の開始から3年後</p>

施策（事業）名称	対象・内容・条件等
<p>VI設備改善等支援コース（つづき）</p>	<p>A《雇用管理改善計画期間1年》 ・設備導入費用175万円以上1,000万円未満（※） ①50万円 ②[80万円]</p> <p>B《雇用管理改善計画期間3年》 ・設備導入費用240万円以上5,000万円未満（※） ①[50万円] ②[50万円] ③[80万円] ・設備導入費用5,000万円以上1億円未満 ①[50万円] ②[75万円] ③[100万円] ・設備導入費用1億円以上 ①[100万円] ②[150万円] ③[200万円]</p> <p>（※）設備導入費用5,000万円未満は、中小企業のみが対象 []は生産性要件を満たす場合の助成額</p>
<p>VII働き方改革支援コース</p>	<p>◎働き方改革に取り組む上で、人材を確保することが必要な中小企業が、新たに労働者を雇い入れ、一定の雇用管理改善を図る場合に助成 （※1）働き方改革に取り組むとは、時間外労働等改善助成金（時間外労働上限設定コース、勤務間インターバル導入コース、職場意識改善コース）の支給を受けた中小企業のこと</p> <p>【計画達成助成（※1）】（10名までの人員増を上限） ・雇入れた労働者1人当たり60万円 （短時間労働者の場合40万円） （※1）新たに労働者を雇い入れ、一定の雇用管理改善を達成した場合に支給</p> <p>【目標達成助成（※2）】（10名までの人員増を上限） 生産性要件を満たした場合、追加的に労働者1人当たり15万円（短時間労働者の場合は10万円） （※2）雇用管理改善計画の開始日から3年経過以降に申請し、生産性要件を満たす（伸び率が6%以上の場合のみ）とともに、離職率の目標を達成した場合に支給</p>
<p>VIII雇用管理制度助成コース（建設分野）</p>	<p>◎①人材確保等支援助成金（雇用管理制度助成コース）の支給を受けた上で本助成コースが定める若年者及び女性の入職率に係る目標を達成した中小建設事業主、②雇用する登録基幹技能者の賃金テーブル又は手当を増額改定した中小建設事業主に対して助成</p> <p>①の場合 第1回：57万円〈72万円〉 第2回：85.5万円〈108万円〉 ②の場合 1人当たり年額6.65万円〈8.4万円〉（最長3年間）</p> <p>〈 〉は生産性要件を満たす場合の助成額</p>
<p>IX若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野）</p>	<p>◎①若年及び女性労働者の入職や定着を図ることを目的とした事業を行った建設事業主または建設事業主団体、②建設工事における作業についての訓練を推進する活動を行った広域的職業訓練を実施する職業訓練法人に対して助成</p> <p>①の場合 【建設事業主】 （中小建設事業主）支給対象経費の3/5〈3/4〉 （中小建設事業主以外の建設事業主）支給対象経費の9/20〈3/5〉 ※雇用管理研修等を受講させた場合、1人当たり日額7,600円〈9,600円〉加算（最長6日間） 【建設事業主団体】 （中小建設事業主団体）支給対象経費の2/3 （中小企業事業主団体以外の建設事業主団体）支給対象経費の1/2</p> <p>②の場合 支給対象経費の2/3</p> <p>〈 〉は生産性要件を満たす場合の助成額</p>

施策（事業）名称	対象・内容・条件等
<p>X 作業員宿舎等設置助成コース（建設分野）</p>	<p>◎①被災三県に所在する作業員宿舎、作業員施設、賃貸住宅を賃借した中小建設事業主、②自ら施工管理する建設工事現場に女性専用作業員施設を賃借した中小元方建設事業主、③認定訓練の実施に必要な施設や設備の設置又は整備を行った広域的職業訓練を実施する職業訓練法人に対して助成</p> <p>①の場合 支給対象経費の2／3 ②の場合 支給対象経費の3／5 〈3／4〉 ③の場合 支給対象経費の1／2</p> <p>〈 〉は生産性要件を満たす場合の助成額</p>
<p>XI 外国人労働者就労環境整備助成コース</p>	<p>◎外国人特有の事情に配慮した就労環境の整備を行い、外国人労働者の職場定着に取り組む事業主に対して、その経費の一部を助成</p> <p>支給額：支給対象経費の1／2（上限額57万円） ※生産性要件を満たした場合は支給対象経費の2／3（上限額72万円）</p> <hr/> <p>【問い合わせ先】 岡山労働局または管轄の公共職業安定所（ハローワーク）</p>

施策（事業）名称	対象・内容・条件等																
<p>キャリアアップ助成金</p> <p>①正社員化コース</p> <p>②賃金規定等改定コース</p> <p>③健康診断制度コース</p> <p>④賃金規定等共通化コース</p> <p>⑤諸手当制度共通化コース</p> <p>⑥選択的適用拡大導入時処遇改善コース</p> <p>⑦短時間労働者労働時間延長コース</p>	<p>◎有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者などの企業内でのキャリアアップに取り組む場合</p> <p>有期契約労働者等を正規雇用労働者等に転換または直接雇用した場合に助成します。</p> <p>支給額：</p> <p>①有期→正規：1人当たり42.75万円（中小企業は57万円）</p> <p>②有期→無期：1人当たり21.375万円（中小企業は28.5万円）</p> <p>③無期→正規：1人当たり21.375万円（中小企業は28.5万円）</p> <p>有期契約労働者等の基本給の賃金規定等を増額改定し、昇給した場合に助成します。</p> <p>支給額：</p> <p>①すべての有期契約労働者等の賃金規定等を2%以上増額改定した場合</p> <p>対象労働者数が</p> <table border="0"> <tr> <td>1～3人</td> <td>7.125万円（中小企業は9.5万円）</td> </tr> <tr> <td>4～6人</td> <td>14.25万円（中小企業は19万円）</td> </tr> <tr> <td>7～10人</td> <td>19万円（中小企業は28.5万円）</td> </tr> <tr> <td>11～100人</td> <td>1人当たり1.9万円（中小企業は2.85万円）</td> </tr> </table> <p>②一部の賃金規定等を2%以上増額改定した場合</p> <p>対象労働者数が</p> <table border="0"> <tr> <td>1～3人</td> <td>3.325万円（中小企業は4.75万円）</td> </tr> <tr> <td>4～6人</td> <td>7.125万円（中小企業は9.5万円）</td> </tr> <tr> <td>7～10人</td> <td>9.5万円（中小企業は14.25万円）</td> </tr> <tr> <td>11～100人</td> <td>1人当たり0.95万円（中小企業は1.425万円）</td> </tr> </table> <p>有期契約労働者等を対象とする法定外の健康診断制度を新たに規定し、延べ4人以上実施した場合に助成します。</p> <p>支給額： 1事業所当たり28.5万円（中小企業は38万円）</p> <p>有期契約労働者等に関して正規雇用労働者と共通の職務等に応じた賃金規定等を作成し、適用した場合に助成します。</p> <p>支給額： 1事業所当たり42.75万円（中小企業は57万円）</p> <p>有期契約労働者等に関して正規雇用労働者と共通の諸手当制度を新たに設け、適用した場合に助成します。</p> <p>支給額： 1事業所当たり28.5万円（中小企業は38万円）</p> <p>労使合意に基づく社会保険の適用拡大の措置により、有期契約労働者等を新たに被保険者とし、基本給を増額した場合に助成します。</p> <p>支給額： 基本給の増額割合に応じて</p> <p>1人当たり2.2万円～9.9万円（中小企業は2.9万円～13.2万円）</p> <p>短時間労働者の週所定労働時間を延長し、新たに社会保険を適用した場合に助成します。</p> <p>支給額： 実施内容に応じて</p> <p>1人当たり3.4万円～16.9万円（中小企業は4.5万円～22.5万円）</p> <p>※すべてのコースにおいて、生産性の向上が認められる企業には支給額を割増します。</p> <hr/> <p>【問い合わせ先】 岡山労働局または管轄の公共職業安定所（ハローワーク）</p>	1～3人	7.125万円（中小企業は9.5万円）	4～6人	14.25万円（中小企業は19万円）	7～10人	19万円（中小企業は28.5万円）	11～100人	1人当たり1.9万円（中小企業は2.85万円）	1～3人	3.325万円（中小企業は4.75万円）	4～6人	7.125万円（中小企業は9.5万円）	7～10人	9.5万円（中小企業は14.25万円）	11～100人	1人当たり0.95万円（中小企業は1.425万円）
1～3人	7.125万円（中小企業は9.5万円）																
4～6人	14.25万円（中小企業は19万円）																
7～10人	19万円（中小企業は28.5万円）																
11～100人	1人当たり1.9万円（中小企業は2.85万円）																
1～3人	3.325万円（中小企業は4.75万円）																
4～6人	7.125万円（中小企業は9.5万円）																
7～10人	9.5万円（中小企業は14.25万円）																
11～100人	1人当たり0.95万円（中小企業は1.425万円）																

施策（事業）名称	対象・内容・条件等
<p>人材開発支援助成金</p> <p>【特定訓練コース】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・労働生産性向上訓練 ・若年人材育成訓練 ・熟練技能育成・承継訓練 ・グローバル人材育成訓練 ・特定分野認定実習併用職業訓練 ・認定実習併用職業訓練 ・中高年齢者雇用型訓練 <p>【一般訓練コース】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育訓練休暇付与コース ・教育訓練休暇制度 ・長期教育訓練休暇制度 	<p>◎労働者の職業生活設計の全期間を通じて段階的かつ体系的な職業能力開発を効果的に促進するため、雇用する労働者に対して職務に関連した専門的な知識・技能の習得をさせるための職業訓練などを計画に沿って実施した場合や人材育成制度を導入し労働者に適用した際に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成</p> <p>対 象：事業主・事業主団体等</p> <p>労働生産性の向上に直結する訓練</p> <p>採用5年以内で、35歳未満の若年労働者への訓練</p> <p>熟年技能者の指導力強化、技能継承のための訓練、認定職業訓練</p> <p>海外関連業務に従事する人材育成のための訓練</p> <p>建設業、製造業、情報通信業に関する認定実習併用職業訓練（厚生労働大臣の認定を受けたOJT付き訓練）</p> <p>OJT付きの訓練で厚生労働大臣の認定を受けた実習併用職業訓練</p> <p>45歳以上の中高年齢新規雇用者等を対象としたOJT付き訓練</p> <p>助成額・助成率（ ）内は中小企業以外の助成額・助成率</p> <p>※【 】内は、・雇用型訓練のうち特定分野認定実習併用職業訓練の場合・若年者雇用促進法に基づく認定事業主又はセルフ・キャリアドック制度導入企業の場合</p> <p>【Off-JT】 経費助成：訓練経費の45(30) % ※【60(45) %】 賃金助成：対象者1人1時間当たり760(380)円</p> <p>【OJT】 実施助成：対象者1人1時間当たり665(380)円 (雇用型訓練に限る)</p> <p>対 象：事業主・事業主団体等 上記以外の訓練</p> <p>【Off-JT】 経費助成：訓練経費の30% 賃金助成：対象者1人1時間当たり380円</p> <p>対 象：事業主 有給の教育訓練休暇制度を導入し、労働者が当該休暇を取得して訓練を受けた場合に助成 助成額：30万円 ●生産性要件を満たす場合 36万円</p> <p>対 象：事業主 事業主が長期の教育訓練休暇制度を導入し、一定期間以上の休暇取得実績が生じた場合に助成 助成額 経費助成：20万円 賃金助成：対象者1人1日当たり6,000円（有給の場合に限る）</p>

施策（事業）名称	対象・内容・条件等																				
<p>【特別育成訓練コース】 （旧キャリアアップ助成金人材育成コース） ・一般職業訓練、有期実習型訓練等</p>	<p>対象：事業主 有期契約労働者等に対して一般職業訓練、有期実習型訓練、中小企業等担い手育成訓練を行った事業主に対して助成 助成額（ ）内は中小企業以外の助成額 【経費助成】実費 ※訓練時間に応じて上限あり 【Off-JT 賃金助成】対象者1人1時間当たり760円（475円） 【OJT 訓練実施助成】（一般職業訓練を除く）対象者1人1時間当たり760円（665円）</p> <p>生産性要件達成による差額支給額（ ）内は中小企業以外の助成額・助成率</p> <table border="1" data-bbox="486 521 1417 808"> <thead> <tr> <th>対象コース名</th> <th>経費助成</th> <th>賃金助成 (1人1時間当たり)</th> <th>OJT 実施助成 (1人1時間当たり)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特定訓練コース</td> <td>15%</td> <td>200円 (100円)</td> <td>175円 (100円)</td> </tr> <tr> <td>一般訓練コース</td> <td>15%</td> <td>100円</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>教育訓練休暇付与コース (長期教育訓練休暇制度)</td> <td>4万円</td> <td>1,200円 (1人1日当たり)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>特別育成訓練コース</td> <td>-</td> <td>200円 (125円)</td> <td>200円 (175円)</td> </tr> </tbody> </table>	対象コース名	経費助成	賃金助成 (1人1時間当たり)	OJT 実施助成 (1人1時間当たり)	特定訓練コース	15%	200円 (100円)	175円 (100円)	一般訓練コース	15%	100円	-	教育訓練休暇付与コース (長期教育訓練休暇制度)	4万円	1,200円 (1人1日当たり)	-	特別育成訓練コース	-	200円 (125円)	200円 (175円)
対象コース名	経費助成	賃金助成 (1人1時間当たり)	OJT 実施助成 (1人1時間当たり)																		
特定訓練コース	15%	200円 (100円)	175円 (100円)																		
一般訓練コース	15%	100円	-																		
教育訓練休暇付与コース (長期教育訓練休暇制度)	4万円	1,200円 (1人1日当たり)	-																		
特別育成訓練コース	-	200円 (125円)	200円 (175円)																		
<p>【建設労働者認定訓練コース】 （旧建設労働者確保育成助成金）</p> <p>【建設労働者技能実習コース】 （旧建設労働者確保育成助成金）</p>	<p>①職業能力開発促進法による認定訓練を行った中小建設事業主又は中小建設事業主団体、②雇用する建設労働者に有給で認定訓練を受講させた中小建設事業主に対して助成</p> <p>助成額・助成率</p> <p>①の場合 【経費助成】広域団体認定訓練助成金の支給、または認定訓練助成事業費補助金における補助対象経費の1/6</p> <p>②の場合 【賃金助成】1人当たり日額3,800円 ●生産性要件を満たす場合 4,800円</p> <p>雇用する建設労働者に有給で技能実習を受講させた建設事業主または建設事業主団体に対して助成</p> <p>【経費助成（建設事業主）】 (20人以下の中小建設事業主) 支給対象費用の3/4(※1) (21人以上の中小建設事業主)(※2) 35歳未満 支給対象費用の7/10 35歳以上 支給対象費用の9/20 (中小建設事業主以外の建設事業主) 支給対象費用の3/5(※3) (※1)被災三県については10/10 (※2)被災三県については4/5 (※3)女性の建設労働者に技能実習を受講させた場合に限る</p> <p>【経費助成（建設事業主）（生産性向上(※4)）】 支給対象費用の3/20 (※4)訓練開始日の前年度から3年度経過後に申請し、生産性要件を満たしていた場合（伸び率が6%以上のみ）に支給</p> <p>【経費助成（建設事業主団体）】 (中小建設事業主団体) 支給対象費用の4/5(※1) (中小建設事業主団体以外の建設事業主団体) 支給対象費用の2/3(※3)</p> <p>【賃金助成】（最長20日間） (20人以下の中小建設事業主) 1人当たり7,600円/日（8,360円/日） (※5)</p>																				

施策（事業）名称	対象・内容・条件等
<p>【建設労働者技能実習コース】 （旧建設労働者確保育成助成金）（つづき）</p> <p>【障害者職業能力開発コース】</p>	<p>（21人以上の中小建設事業主）1人当たり6,650円/日（7,315円/日） （※5） （※5）建設キャリアアップシステム技能者情報登録者の場合 【賃金助成】（生産性向上助成（※4）） （20人以下の中小建設事業主）1人当たり日額9,600円 （21人以上の中小建設事業主）1人当たり日額8,400円</p> <p>障害者に対して職業能力開発訓練事業を実施する場合に助成 【施設設置費】支給対象費用の3/4 【運営費】支給対象費用の3/4（重度障害者等は4/5）</p> <hr/> <p>【問い合わせ先】 岡山労働局 職業安定部 助成金事務室（明治安田生命岡山桑田町ビル6F）（086）238-5301</p>
<p>障害者雇用調整金・報奨金</p>	<p>◎障害者の雇用促進を図る事業主への助成</p> <p>○障害者雇用調整金支給対象 常用雇用労働者数が100人を超える事業主で、法定障害者雇用率を超えて身体障害者、知的障害者又は精神障害者を雇用している事業主。 対象となる雇用障害者は障害者手帳等により確認できる方</p> <p>支給額：障害者1人につき月額27,000円 申請時期：4月1日～5月15日まで</p> <p>○報奨金支給対象 常用雇用労働者数が100人以下の事業主で、一定数（各月の常用雇用労働者数の4%の年度間合計数又は72人のいずれか多い数）を超えて身体障害者、知的障害者又は精神障害者（精神障害者保健福祉手帳所持者）を雇用している事業主</p> <p>支給額：障害者1人につき月額21,000円 申請時期：4月1日～7月31日まで</p> <p>○障害者雇用義務の対象として、精神障害者が加わりました。 特例措置として（2023年3月まで）、雇い入れ又は精神障害者保健福祉手帳取得から3年以内の従業員は、対象者1人につき0.5人→1人となります。</p> <hr/> <p>【問い合わせ先】 （独）高齢・障害・求職者雇用支援機構 岡山支部 高齢・障害者業務課（086）241-0166</p>
<p>特例調整金・特例報奨金</p>	<p>◎在宅就業障害者を支援する事業主への助成</p> <p>在宅就業障害者に仕事を発注する事業主に対して、障害者雇用納付金制度において、特例調整金・特例報奨金を支給します。 また、事業主が在宅就業支援団体（在宅就業障害者に対する支援を行う団体として厚生労働大臣に申請し、登録を受けた法人）を介して在宅就業障害者に仕事を発注する場合にも、特例調整金・特例報奨金を支給します。</p> <p>※特例調整金の支給対象となる事業主は、常用労働者100人を超える事業主です。また、特例報奨金の支給対象となる事業主は、報奨金支給対象事業主です。</p> <hr/> <p>【問い合わせ先】 （独）高齢・障害・求職者雇用支援機構 岡山支部 高齢・障害者業務課（086）241-0166</p>

【労働環境の整備に取り組む皆様へ】

施策（事業）名称	対象・内容・条件等
<p>障害者雇用納付金制度に基づく助成金</p>	<p>◎障害者雇用納付金制度に基づく助成金</p> <p>障害者雇用納付金制度に基づく助成金は、事業主等が障害者の雇用にあたって、施設・設備の整備等や適切な雇用管理を図るための特別な措置を行わなければ、障害者の新規雇入れや雇用の継続が困難であると認められる場合に、これらの事業主等に対して予算の範囲内で助成金を支給することにより、その一時的な経済的負担を軽減し、障害者の雇用の促進や雇用の継続を図ることを目的とするものです。</p> <p>また、障害者職場実習支援事業は、障害者を雇用したことがない企業が、障害者雇用を進めるにあたり職場実習を受け入れる際に、職場実習受入謝金等を支給することで、障害者と接し、ともに働く機会を増やすことを支援する制度です。</p> <hr/> <p>【問い合わせ先】 (独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構 岡山支部 高齢・障害者業務課 (086) 241-0166</p>
<p>障害者作業施設設置等助成金</p> <p>第1種作業施設設置等助成金</p> <p>第2種作業施設設置等助成金</p>	<p>◎障害者に必要な作業施設等整備への助成</p> <p>障害者を労働者として雇い入れるか継続して雇用している事業主が、その障害者が障害を克服し、作業を容易に行うことができるよう配慮された作業施設、就労を容易にするために配慮されたトイレ、スロープ等の附帯施設もしくは作業を容易にするために配慮された作業設備の設置または整備を行う場合に、その費用の一部を助成します。</p> <p>対象事業主： 障害者を雇い入れ又は継続して雇用する事業主で、その作業を容易にするために必要な施設又は設備の設置又は整備を行う事業主。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 作業施設－障害を克服し就労を容易にするために配慮された施設をいい、その配慮された部分のみが助成対象 ・ 附帯設備－障害を克服し就労を容易にするために必要な作業施設に附帯する施設（階段、手すり、トイレ、スロープ等）の整備 ・ 作業設備－障害を克服し就労を容易にするために改造された設備・機器をいい、原則として改造された部分のみが助成対象で、障害者が専ら使用するものに限る <p>助成率： 費用額の2/3</p> <p>限度額： 対象障害者1人につき450万円（作業設備については対象障害者1人につき150万円（中途障害者に係る職場復帰のための設備の設置又は整備にあつては450万円を超えない範囲で機構が定める額））ただし、同一事業所につき同一年度当たり4,500万円</p> <p>対象事業主： 障害者を雇い入れ又は継続して雇用する事業主で、その作業を容易にするために必要な施設又は設備を賃借する事業主。</p> <p>助成率： 2/3</p> <p>限度額： 対象障害者1人につき月13万円（作業設備については対象障害者1人につき月5万円（中途障害者に係る職場復帰のための設備の賃借による設置にあつては、13万円を超えない範囲で機構が定める額））</p> <p>支給期間： 3年間</p> <p>申請時期： 作業施設等の賃貸借契約日の翌日から起算して3か月後まで</p> <hr/> <p>【問い合わせ先】 (独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構 岡山支部 高齢・障害者業務課 (086) 241-0166</p>

施策（事業）名称	対象・内容・条件等																
<p>障害者福祉施設設置等助成金</p>	<p>◎障害者の福祉施設整備への助成</p> <p>障害者である労働者の福祉の増進を図るため、障害者が利用できるよう配慮された保健施設、給食施設、教養文化施設等の福利厚生施設の設置または整備を行う場合に、その費用の一部を助成します。</p> <p>助成条件：申請日以前1年間に障害者を解雇していないこと。 助成額：1/3 限度額：対象障害者1人につき225万円</p> <hr/> <p>【問い合わせ先】 (独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構 岡山支部 高齢・障害者業務課 (086)241-0166</p>																
<p>障害者介助等助成金</p>	<p>◎障害者の雇用促進に係る助成</p> <p>重度身体障害者または就職が特に困難と認められる身体障害者を労働者として雇い入れるか継続して雇用している事業主が、障害の種類や程度に応じた適切な雇用管理のために必要な介助等の措置を実施する場合に、その費用の一部を助成します。</p> <p>支給期間及び限度額：下表のとおり</p> <table border="1" data-bbox="515 898 1409 1205"> <thead> <tr> <th>助成金の種類</th> <th>支給限度額</th> <th>給期間</th> <th>助成率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①職場介助者の配置 または委嘱助成金</td> <td>・配置1人 月15万円 ・委嘱1人 1回1万円</td> <td>10年間</td> <td>3/4</td> </tr> <tr> <td>②職場介助者の配置 または委嘱の継続措置に係る助成金</td> <td>・配置1人 月13万円 ・委嘱1人 1回9千円</td> <td>5年間</td> <td>2/3</td> </tr> <tr> <td>③手話通訳担当者の委嘱助成金</td> <td>・委嘱1人 1回6千円</td> <td>10年間</td> <td>3/4</td> </tr> </tbody> </table> <p>申請時期：①、③の助成金 配置または委嘱する日の前日まで ②の助成金 ①の助成金の支給期間の終了する日の前日まで</p> <hr/> <p>【問い合わせ先】 (独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構 岡山支部 高齢・障害者業務課 (086)241-0166</p>	助成金の種類	支給限度額	給期間	助成率	①職場介助者の配置 または委嘱助成金	・配置1人 月15万円 ・委嘱1人 1回1万円	10年間	3/4	②職場介助者の配置 または委嘱の継続措置に係る助成金	・配置1人 月13万円 ・委嘱1人 1回9千円	5年間	2/3	③手話通訳担当者の委嘱助成金	・委嘱1人 1回6千円	10年間	3/4
助成金の種類	支給限度額	給期間	助成率														
①職場介助者の配置 または委嘱助成金	・配置1人 月15万円 ・委嘱1人 1回1万円	10年間	3/4														
②職場介助者の配置 または委嘱の継続措置に係る助成金	・配置1人 月13万円 ・委嘱1人 1回9千円	5年間	2/3														
③手話通訳担当者の委嘱助成金	・委嘱1人 1回6千円	10年間	3/4														
<p>重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金</p>	<p>◎重度障害者を多数雇用する事業主への助成</p> <p>重度身体障害者、知的障害者または精神障害者を労働者として多数継続して雇用し、かつ、安定した雇用を継続することができると認められる事業主で、これらの障害者のために事業施設等の整備を行い、モデル性が認められる場合に、その費用の一部を助成します。</p> <p>対象事業主：支給対象障害者を10人以上雇用しており、かつ、雇用割合が2/10以上で事業施設等の設置又は整備を行う事業所の事業主</p> <p>助成率：事業施設等の設置又は整備に要する費用の2/3が上限（特例3/4）</p> <p>限度額：5,000万円（特例1億円）</p> <p>支給要件：事業施設等の設置等を行う場合には、受給資格の認定を受けること</p> <hr/> <p>【問い合わせ先】 (独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構 岡山支部 高齢・障害者業務課 (086)241-0166</p>																

施策（事業）名称	対象・内容・条件等																									
<p>重度障害者等通勤対策助成金</p>	<p>◎重度障害者等の通勤を容易にするために必要な経費の助成</p> <p>重度身体障害者、知的障害者、精神障害者または通勤が特に困難と認められる身体障害者を労働者として雇い入れるまたは継続して雇用する事業主等が、これらの者の通勤を容易にするための措置を行う事業主へ助成します。</p> <p>助成額：通勤を容易にするための措置に要する費用の3/4 限度額等：下表のとおり</p> <table border="1" data-bbox="515 517 1409 1088"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>限 度 額</th> <th>支給期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①住宅の賃借</td> <td>世帯用 月10万円 単身者用 月 6万円</td> <td rowspan="3">10年間</td> </tr> <tr> <td>②指導員の配置</td> <td>配置1人 月15万円</td> </tr> <tr> <td>③住宅手当の支払</td> <td>障害者1人 月 6万円</td> </tr> <tr> <td>④通勤用バスの購入</td> <td>バス1台 700万円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑤通勤用バス運転従事者の委嘱</td> <td>委嘱1人 1回 6千円</td> <td>10年間</td> </tr> <tr> <td>⑥通勤援助者の委嘱</td> <td>委嘱1人 1回 2千円</td> <td>1月間</td> </tr> <tr> <td>⑦駐車場の賃借</td> <td>障害者1人 月 5万円</td> <td>10年間</td> </tr> <tr> <td>⑧通勤用自動車の購入</td> <td>購入 1台 150万円 (1級また2級の両上肢障害者の場合 250万円)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>申請時期：④、⑧の助成金 購入に係る契約予定日の前日まで ①、⑦の助成金 住宅、駐車場の賃貸借契約日の翌日から起算して3か月後まで ②、⑤、⑥の助成金 配置または委嘱する日の前日まで ③の助成金 住宅手当を初めて支払った日の翌日から起算して3か月後まで</p> <p>【問い合わせ先】 (独)高年齢・障害者・求職者雇用支援機構 岡山支部 高年齢・障害者業務課 (086)241-0166</p>	区 分	限 度 額	支給期間	①住宅の賃借	世帯用 月10万円 単身者用 月 6万円	10年間	②指導員の配置	配置1人 月15万円	③住宅手当の支払	障害者1人 月 6万円	④通勤用バスの購入	バス1台 700万円		⑤通勤用バス運転従事者の委嘱	委嘱1人 1回 6千円	10年間	⑥通勤援助者の委嘱	委嘱1人 1回 2千円	1月間	⑦駐車場の賃借	障害者1人 月 5万円	10年間	⑧通勤用自動車の購入	購入 1台 150万円 (1級また2級の両上肢障害者の場合 250万円)	
区 分	限 度 額	支給期間																								
①住宅の賃借	世帯用 月10万円 単身者用 月 6万円	10年間																								
②指導員の配置	配置1人 月15万円																									
③住宅手当の支払	障害者1人 月 6万円																									
④通勤用バスの購入	バス1台 700万円																									
⑤通勤用バス運転従事者の委嘱	委嘱1人 1回 6千円	10年間																								
⑥通勤援助者の委嘱	委嘱1人 1回 2千円	1月間																								
⑦駐車場の賃借	障害者1人 月 5万円	10年間																								
⑧通勤用自動車の購入	購入 1台 150万円 (1級また2級の両上肢障害者の場合 250万円)																									
<p>障害者職場実習支援事業</p>	<p>◎障害者を雇用したことがない事業主、精神障害者を雇用したことがない事業主の皆様が、障害者の受入を進めるため、就職を目指す障害者を対象として職場実習を計画し、実習生を受入れた場合に、障害者職場実習受入謝金等を支給します。</p> <p>職場実習受入謝金 実習対象者1名につき1日 5,000円 限 度 額 同一年度で50万円</p> <p>実習指導員への謝金 1日 16,000円 1日の支援時間が4時間未満の場合 8,000円</p> <p>【問い合わせ先】 (独)高年齢・障害者・求職者雇用支援機構 岡山支部 高年齢・障害者業務課 (086)241-0166</p>																									

施策（事業）名称	対象・内容・条件等
<p>障害者相談窓口担当者の配置助成金</p>	<p>◎雇用する障害者に対する合理的配慮の取組みを推進するため、事業主が、従前からある相談体制に加えて、新たに障害者の雇用管理の経験を有する担当者を配置すること、外部の障害者雇用専門機関に相談業務を委託することなどにより、その機能を拡充する場合に、助成金を支給します。</p> <p>新たに障害者相談窓口担当者を「増配置」</p> <p>①専従の場合（2名まで）1名につき月額8万円（最大6か月）</p> <p>②兼任の場合（5名まで）1名につき月額1万円 （中小企業：最大12か月、その他：最大6か月）</p> <hr/> <p>【問い合わせ先】 （独）高齢・障害・求職者雇用支援機構 岡山支部 高齢・障害者業務課（086）241-0166</p>
<p>両立支援等助成金</p> <p>I 出生時両立支援コース</p> <p>II 介護離職防止支援コース</p>	<p>◎労働者の職業生活と家庭生活の両立支援や女性の活躍促進に取り組む事業主への助成</p> <p>※資料は厚生労働省HPからダウンロードして下さい（「両立支援等助成金」でサイト内検索）。</p> <p>※各コースの支給額のうち、〈 〉内は生産性要件を満たした場合の支給額です。</p> <p>①男性労働者が育児休業を取得しやすい職場風土作りに取り組む、かつ、男性労働者に一定の育児休業を取得させた事業主及び②育児目的休暇を導入し男性労働者に利用させた事業主に対して助成</p> <p>※個別支援加算：個別面談など育児休業の取得を後押しする取組を実施した場合に加算して支給</p> <p>支給額</p> <p>①男性労働者の育児休業</p> <p>1人目 57万円<72万円>（中小企業以外28.5万円<36万円>） 個別支援加算 10万円<12万円>（中小企業以外5万円<6万円>）</p> <p>2人目以降 （中小企業） a 5日以上14日未満 14.25万円<18万円> b 14日以上1か月未満 23.75万円<30万円> c 1か月以上 33.25万円<42万円> 個別支援加算 5万円<6万円></p> <p>（中小企業以外） a 14日以上1か月未満 14.25万円<18万円> b 1か月以上2か月未満 23.75万円<30万円> c 2か月以上 33.25万円<42万円> 個別支援加算 2.5万円<3万円> ※1企業当たり1年度10人まで支給</p> <p>②育児目的休暇 28.5万円<36万円>（中小企業以外14.25万円<18万円>） ※1企業1回まで支給</p> <p>「介護支援プラン」を策定し、プランに基づき労働者の円滑な介護休業の取得・復帰に取り組んだ中小企業事業主、または介護のための柔軟な就業形態の制度を労働者に利用させた中小企業事業主に対して助成</p> <p>・介護休業の利用</p> <p>支給額：取得時：28.5万円<36万円> 復帰時：28.5万円<36万円> ※1企業当たり1年度5人まで支給</p> <p>・介護両立支援制度の利用</p> <p>支給額：28.5万円<36万円> ※1企業当たり1年度5人まで支給</p>

施策（事業）名称	対象・内容・条件等
<p>Ⅲ育児休業等支援コース</p>	<p>○育児取得時・職場復帰時 育児復帰支援プランを作成及び同プランに基づく措置を実施し、育児休業を取得した労働者を原則として原職等に復帰させ、雇用した中小企業事業主に対して助成。1企業当たり2人まで（期間雇用者1人、雇用期間の定めのない労働者1人）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・育児取得時 支給額：28.5万円<36万円> ・職場復帰時 支給額：28.5万円<36万円> 育児取得者の職場支援の取組をした場合、 19万円<24万円>を職場復帰時に加算して支給 <p>○代替要員確保時 育児休業取得者の代替要員を確保するとともに、育児休業取得者を原職等に復帰させた事業主に対して助成。（1年度の上限10人）</p> <p>支給額：47.5万円<60万円> 休業取得者が期間雇用者の場合、9.5万円<12万円>加算</p> <p>○職場復帰後支援 育児休業から復帰後の労働者を支援するため、法を上回る子の看護休暇制度や保育サービス費用補助制度を導入し、労働者に利用させた中小企業事業主に対して助成。</p> <p>支給額 （子の看護休暇制度） 制度導入時：28.5万円<36万円> 制度利用時：取得した時間に1,000円<1,200円>を乗じた額 （保育サービス費用補助制度） 制度利用時：28.5万円<36万円> 制度利用時：事業主が負担した費用の3分の2の額</p> <p>※制度導入時の助成は、「子の看護休暇制度」「保育サービス費用補助制度」それぞれについて1回まで ※制度利用時の助成は1企業1年度当たり「子の看護休暇制度」は200時間<240時間>、「保育サービス費用補助制度」は20万円<24万円>まで</p>
<p>Ⅳ再雇用者評価処遇コース</p>	<p>妊娠、出産、育児、介護又は配偶者の転勤等を理由として退職した者が、就業が可能になったときに復職でき、適切に評価され、配置・処遇される再雇用制度を導入し、希望する者を採用した事業主に支給。</p> <p>次の①、②のいずれも満たすこと。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 妊娠、出産、育児、介護又は配偶者の転勤等を理由とした退職者について、退職前の勤務実績等を評価し、処遇の決定に反映させることを明記した再雇用制度を導入する。 ② 上記制度に基づき、離職後1年以上経過している対象労働者を再雇用し、無期雇用者として一定期間継続雇用する。 <p>※当初、有期契約労働者として再雇用した場合も、無期雇用に切り替えた上で一定期間継続雇用すれば対象。</p> <p>支給額：中小企業 再雇用1人目：38万円<48万円> 再雇用2～5人目：28.5万円<36万円> 中小企業以外 再雇用1人目：28.5万円<36万円> 再雇用2～5人目：19万円<24万円></p> <p>※上記の額を、継続雇用6か月後・継続雇用1年後の2回に分けて半額ずつ支給</p>

施策（事業）名称	対象・内容・条件等																																																					
V 女性活躍加速化コース	<p>女性活躍推進法に基づき、自社の女性の活躍に関する状況把握・課題分析を行ったうえで「数値目標」及び「取組目標」を盛り込んだ「行動計画」を策定し、数値目標を達成した中小企業事業主に対して助成。</p> <p style="text-align: center;">支給額：47.5万円＜60万円＞ ※1企業1回限り</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p style="text-align: center;">【問い合わせ先】 岡山労働局 雇用環境・均等室 (086)224-7639</p>																																																					
業務改善助成金	<p>◎最低賃金の引き上げに向けた中小企業の取組を支援するもので、事業場内の最も低い労働者の時間給を25円以上引き上げる中小企業について、業務改善（労働能率増進に資する設備投資等）に係る費用の一部を助成（上限450万円、下限10万円）</p> <p>○対象となる業務改善経費の例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・在庫管理、仕入業務効率化のためのPOSレジシステムの購入費用 ・作業工程を見直し、効率化を図るために手作業を自動化するための機材の購入費用 ・外部専門家やコンサルタント会社による経営コンサルティング費用 <p>※通常の事業活動に伴う経費（事務所借料、光熱費、机、コピー機等）を除く</p> <p style="text-align: center;">※交付申請書の提出期限 令和3年1月29日</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">最低賃金の 引上げ額</th> <th style="text-align: center;">助成率</th> <th style="text-align: center;">引き上げる 労働者数</th> <th style="text-align: center;">助成の 上限額</th> <th style="text-align: center;">対象事業場</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center;">25円以上</td> <td rowspan="12" style="text-align: center;">4/5(※) (※)生産性要件を満たした場合には9/10</td> <td style="text-align: center;">1人</td> <td style="text-align: center;">25万円</td> <td rowspan="12" style="text-align: center;">事業場内最低賃金と地域別最低賃金との差額が30円以内及び事業場規模100人以下の事業場</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2～3人</td> <td style="text-align: center;">40万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4～6人</td> <td style="text-align: center;">60万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">7人以上</td> <td style="text-align: center;">80万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">30円以上</td> <td style="text-align: center;">1人</td> <td style="text-align: center;">30万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2～3人</td> <td style="text-align: center;">50万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4～6人</td> <td style="text-align: center;">70万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">60円以上</td> <td style="text-align: center;">7人以上</td> <td style="text-align: center;">100万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1人</td> <td style="text-align: center;">60万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2～3人</td> <td style="text-align: center;">90万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center;">90円以上</td> <td style="text-align: center;">4～6人</td> <td style="text-align: center;">150万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">7人以上</td> <td style="text-align: center;">230万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1人</td> <td style="text-align: center;">90万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2～3人</td> <td style="text-align: center;">150万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">4～6人</td> <td style="text-align: center;">270万円</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">7人以上</td> <td style="text-align: center;">450万円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p style="text-align: center;">【問い合わせ先】 岡山労働局 雇用環境・均等室 (086)224-7639</p>					最低賃金の 引上げ額	助成率	引き上げる 労働者数	助成の 上限額	対象事業場	25円以上	4/5(※) (※)生産性要件を満たした場合には9/10	1人	25万円	事業場内最低賃金と地域別最低賃金との差額が30円以内及び事業場規模100人以下の事業場	2～3人	40万円	4～6人	60万円	7人以上	80万円	30円以上	1人	30万円	2～3人	50万円	4～6人	70万円	60円以上	7人以上	100万円	1人	60万円	2～3人	90万円	90円以上	4～6人	150万円	7人以上	230万円	1人	90万円	2～3人	150万円			4～6人	270万円				7人以上	450万円	
最低賃金の 引上げ額	助成率	引き上げる 労働者数	助成の 上限額	対象事業場																																																		
25円以上	4/5(※) (※)生産性要件を満たした場合には9/10	1人	25万円	事業場内最低賃金と地域別最低賃金との差額が30円以内及び事業場規模100人以下の事業場																																																		
		2～3人	40万円																																																			
		4～6人	60万円																																																			
		7人以上	80万円																																																			
30円以上		1人	30万円																																																			
		2～3人	50万円																																																			
		4～6人	70万円																																																			
60円以上		7人以上	100万円																																																			
		1人	60万円																																																			
		2～3人	90万円																																																			
90円以上		4～6人	150万円																																																			
		7人以上	230万円																																																			
	1人	90万円																																																				
	2～3人	150万円																																																				
		4～6人	270万円																																																			
		7人以上	450万円																																																			

施策（事業）名称	対象・内容・条件等
<p>働き方改革推進支援助成金（労働時間短縮・年休促進支援コース）</p>	<p>◎労働時間の縮減や年次有給休暇の促進に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主に対し、取組の実施に要した費用の一部（計画の達成状況により経費の最大 4/5、上限 250 万円）を助成（別途賃金引上げによる加算あり）</p> <p>○対象事業主</p> <ul style="list-style-type: none"> ①労働者災害補償保険の適用事業主であること。 ②労働基準法第 36 条に基づく有効な時間労働・休日労働に関する協定（36 協定）を締結・届出されていること。 ③労働基準法第 39 条第 7 項に基づく、時季指定の対象となる労働者の範囲及び時季指定の方法等について、就業規則に記載があること。（常時 10 人未満の労働者を使用する事業場においては、労働基準法施行規則第 24 条の 7 に基づく時季、日数及び基準日を明らかにした書類（年次有給休暇管理簿）を作成していること。） <p>○支給対象となる取組 ～いずれか 1 つ以上を実施～</p> <ul style="list-style-type: none"> ①労務管理担当者に対する研修（※1） ②労働者に対する研修（※1）、周知・啓発 ③外部専門家によるコンサルティング ④就業規則・労使協定等の作成・変更 ⑤人材確保に向けた取組 ⑥労務管理用ソフトウェア、労務管理用機器、デジタル式運行記録計の導入・更新（※2） ⑦テレワーク用通信機器の導入・更新（※2） ⑧労働能率の増進に資する設備・機器等の導入・更新（※2） <p>（※1）研修には、業務研修も含まれます。 （※2）原則として、パソコン、タブレット、スマートフォンは対象となりません。</p> <p>※交付申請書の提出期限 令和 2 年 11 月 30 日</p> <hr/> <p>【問い合わせ先】 岡山労働局 雇用環境・均等室 (086) 224-7639</p>
<p>働き方改革推進支援助成金（勤務間インターバル導入コース）</p>	<p>◎勤務間インターバルを導入する中小企業事業主に対し、取組の実施に要した費用の一部（計画の達成状況により経費の最大 4/5、上限 100 万円）を助成（別途賃金引上げによる加算あり）</p> <p>○対象事業主</p> <ul style="list-style-type: none"> ①労働者災害補償保険の適用事業主であること。 ②労働基準法第 36 条に基づく有効な時間外労働・休日労働に関する協定（36 協定）を締結・届出されていること。 ③労働基準法第 39 条第 7 項に基づく、時季指定の対象となる労働者の範囲及び時季指定の方法等について、就業規則に記載があること。（常時 10 人未満の労働者を使用する事業場においては、労働基準法施行規則第 24 条の 7 に基づく時季、日数及び基準日を明らかにした書類（年次有給休暇管理簿）を作成していること） ④次のいずれかに該当する事業場を有する中小企業事業であること。 <ul style="list-style-type: none"> ・勤務間インターバルを導入していない事業場 ・既に休憩時間数が 9 時間以上の勤務間インターバルを導入している事業場であって、対象となる労働者が当該事業場に所属する労働者の半数以下である事業場 ・既に休憩時間数が 9 時間未満の勤務間インターバルを導入している事業場 <p>○支給対象となる取組 労働時間短縮・年休促進支援コースに同じ</p> <p>※交付申請書の提出期限 令和 2 年 11 月 30 日</p> <hr/> <p>【問い合わせ先】 岡山労働局 雇用環境・均等室 (086) 224-7639</p>

施策（事業）名称	対象・内容・条件等
<p>働き方改革推進支援助成金（団体推進コース）</p>	<p>◎ 3事業主以上で構成する中小企業の事業主団体、10事業主以上で構成する共同事業主において、傘下企業の時間外労働の削減や賃金引上げに向けた取組に要した費用（上限額1,000万円）を助成</p> <p>○対象事業主</p> <p>① 3事業主以上で構成する事業主団体 ア 法律で規定する団体 イ 上記以外の事業主団体（一定の要件有）</p> <p>② 10事業主以上で構成する共同事業主 共同する全ての事業主の合意に基づく協定書を作成していることなどの要件を満たすこと。</p> <p>○支給対象となる取組 ～いずれか1つ以上を実施～</p> <p>①市場調査の事業 ②新ビジネスモデルの開発、実験の事業 ③材料費、水光熱費、在庫等の費用の低減実験（労働費用を除く）の事業 ④下請取引適正化への理解促進等、労働時間等の設定の改善に向けた取引先との調整の事業 ⑤販路の拡大等の実現を図るための展示会開催及び出展の事業 ⑥好事例の収集、普及啓発の事業 ⑦セミナーの開催等の事業 ⑧巡回指導、相談窓口の設置等の事業 ⑨構成事業主が共同で利用する労働能率の増進に資する設備・機器の導入・更新の事業 ⑩人材確保に向けた取組の事業</p> <p>※交付申請書の提出期限 令和2年11月30日</p> <hr/> <p>【問い合わせ先】 岡山労働局 雇用環境・均等室 (086)224-7639</p>

施策（事業）名称	対象・内容・条件等
<p>働き方改革推進支援助成金(テレワークコース)</p>	<p>◎在宅またはサテライトオフィスにおいて就業するテレワークに取り組む中小企業事業主に対し、取組の実施に要した費用の一部（達成状況により経費の最大3/4、1企業当たり上限300万円、1人当たり上限40万円）を助成。</p> <p>○対象事業主</p> <ul style="list-style-type: none"> ・テレワークを新規で導入する又は試行的に導入している中小企業事業主 ・テレワークを継続して活用する中小企業事業主 <p>○対象となる取組 ～いずれか1つ以上を実施～</p> <ol style="list-style-type: none"> ①テレワーク用通信機器の導入・運用 ②保守サポートの導入 ③クラウドサービスの導入 ④就業規則・労使協定等の作成・変更 (例) テレワーク勤務に関する規定の整備 ⑤労務管理担当者や労働者に対する研修、周知・啓発 ⑥外部専門家（社会保険労務士など）による導入のためのコンサルティング <p>※交付申請書の提出期限 令和2年12月1日</p> <hr/> <p>【問い合わせ先】 テレワーク相談センター (0120)91-6479</p>
<p>岡山県骨髄・末梢血幹細胞ドナー等支援事業助成金</p>	<p>◎提供者（ドナー）が骨髄等を提供しやすい環境づくりを支援</p> <p>事業所において、従業員がドナーとして休業することに伴い代わりにアルバイトを雇用するなどの環境整備に助成します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・助成対象事業所 県内に住所のあるドナーを雇用する国内の事業所又は県外に住所のあるドナーが勤務する県内の事業所（国、地方公共団体及び独立行政法人を除く。） ・助成内容 従業員がドナーとして骨髄等の提供を行うため休業する日数に応じ、次に掲げる金額 助成額：1日当たり1万円 上限9万円 ・助成対象の条件 ドナーの休業の対象となる通院又は入院は、次に掲げるものとする。 (1)健康診断又は自己血採血のための通院 (2)骨髄等の採取のための入院 (3)その他骨髄バンク又は医療機関が必要と認める通院又は入院 ・留意事項 本助成は、県内市町村が行う事業に対して行うものであり、助成内容は市町村によって異なる場合があります。 また、市町村によっては助成制度を設けていない場合もありますので詳しくは各市町村にお問い合わせください。 <hr/> <p>【問い合わせ先】 岡山県 保健福祉部 医薬安全課 臓器移植・薬物対策班 (086)226-7341</p>

【水島コンビナート総合特区内で特区計画に合致した事業を行う皆様へ】

施策（事業）名称	対象・内容・条件等
総合特区支援利子補給金	<p>◎事業者が、水島コンビナート総合特区の計画を推進する事業の実施に当たり、指定金融機関から必要な資金を借り入れる場合、国の予算の範囲内で、総合特区支援利子補給金が受けられる制度</p> <p>対象要件：①水島コンビナート総合特区内において、特区計画に合致した事業を行うこと ②内閣総理大臣の指定を受けた金融機関からの5年以上の借入であること</p> <p>対象経費：施設等の造成費、設備の購入・整備費、土地購入・造成費 （注）土地の購入・造成のみは対象外</p> <p>利子補給率及び支給期間： 0.7%以内 5年間</p> <p>対象となる金融機関： 内閣総理大臣の指定を受けた金融機関 ※令和2年4月現在 (株)日本政策投資銀行、(株)中国銀行、(株)トマト銀行</p> <hr/> <p>【問い合わせ先】 岡山県 産業労働部 産業振興課 地域産業班 (086)226-7352</p>

【地域の課題解決を目的とした起業を目指す皆様へ】

施策（事業）名称	対象・内容・条件等
<p>起業支援金（地域課題解決型起業支援事業）</p>	<p>◎地域の課題解決を目的とした事業の起業に係る費用を補助</p> <p>対象者の要件（主なもの）：</p> <p>(1) 公募開始日以降に、個人事業の開業届出を行い、又は株式会社等の法人（みなし大企業を除く。）を新たに設立して、その代表者となる者であること。</p> <p>(2) 岡山県内に居住していること又は岡山県内に居住することを予定していること。</p> <p>(3) 法人の登記又は個人事業の開業届出を岡山県で行う者であること。</p> <p>採択基準：事業の社会性・事業性・必要性を総合的に審査し、採択</p> <p>補助対象経費：人件費、店舗等借料、設備費、原材料費、外注費、委託費、マーケティング調査費、広報費等</p> <p>補助率：補助対象経費の1/2以内</p> <p>補助上限額：1件当たり200万円</p> <hr/> <p>【問い合わせ先】 岡山県商工会連合会 組織支援課 (086) 224-4341</p>